

○議事日程

令和5年6月16日（金） 第4日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員 10名

|    |   |     |     |   |
|----|---|-----|-----|---|
| 1  | 番 | 長谷川 | 淳   | 君 |
| 2  | 番 | 村山  | 博司  | 君 |
| 3  | 番 | 松本  | 暁大  | 君 |
| 4  | 番 | 三宅  | 祐司  | 君 |
| 5  | 番 | 後藤  | 友紀  | 君 |
| 6  | 番 | 松原  | 浩二  | 君 |
| 7  | 番 | 櫻井  | 明   | 君 |
| 8  | 番 | 渡邊  | 憲司  | 君 |
| 9  | 番 | 木下  | 美津子 | 君 |
| 10 | 番 | 岩田  | 晴義  | 君 |



○欠席議員 なし



○説明のため出席した者の職氏名

|       |   |    |    |   |
|-------|---|----|----|---|
| 町     | 長 | 小島 | 英雄 | 君 |
| 副町    | 長 | 傍島 | 敬隆 | 君 |
| 教育    | 長 | 野原 | 弘康 | 君 |
| 会計管理  | 者 | 井上 | 哲也 | 君 |
| 総務部   | 長 | 小関 | 久志 | 君 |
| 総合政策部 | 長 | 三輪 | 学  | 君 |
| 福祉部   | 長 | 中村 | 宏泰 | 君 |
| 土木部   | 長 | 安田 | 悟  | 君 |
| 住民部   | 長 | 岩田 | 恵司 | 君 |
| 総務課   | 長 | 服部 | 貴司 | 君 |

財 政 課 長 記 野 雅 之 君  
総 合 政 策 課 長 撰 田 真 広 君



○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 堀 場 康 伸  
書 記 西 脇 信 一 郎



開議

午前9時59分 開議

○議長（後藤友紀君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

また、本日の定例会に際し報道関係のカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後藤友紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において8番 渡邊憲司議員、9番 木下美津子議員の両名を指名します。



第2 一般質問

○議長（後藤友紀君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 皆さん、おはようございます。3番議員、松本です。議長のお許しをいただきましたので、大きく3項目について分割方式にて質問のほうをさせていただきます。

まず初めに、昨日議場において他の議員の一般質問の最中に、私が腰をかけている椅子を左右にゆらゆらと振っていた行為があったことから、傍聴者の方より議場での振る舞い、住民を代表する議員として好ましくないとのこと指摘をいただきました。今議会は、特に私自身、皆さんの質問を含め深く考えさせていただくことが多く、全くの無意識のうちに行った行為ではありますが、議場にふさわしくない行為、議員の品位を汚す行為であったことにつきまして深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

1項目めは、財政運営に対する考え方についてです。以下3点、ご質問のほうをさせていただきます。

1つ目、当町が目指す健全な財政目標とは。

ここ最近、少子化対策や子育て対策、防衛費の増額など、連日ニュースなどで放送をされています。つまるところお金の話、どのようにして捻出をするのか、財源の問題が出てくるわけですが、財政運営が正しく機能していなければこれらのお金は捻出できないわけです。

ネットで各市町村の財政運営の考え方としておおよそ書かれていることは、計画性を持って収支を見通す中で財政の安定性を向上させ、負担の公平性を保ちながら透明性の高い行政サービスを行う必要がある。質の高い行政サービスという文言が見受けられます。財政の安定性、〇〇の高いサービスを行うこと、すなわち財源がどれだけ確保できているのか、財政力が重要ということになります。そのためには目標が必要となるわけです。

当町の財政力指数は県内においてトップクラスであることはデータから確認できています。とはいえ、財政力指数は1を下回っていることから、地方交付税、言葉は悪いですが、他人のお金を当てにしている部分があることは間違いありません。また、この交付税の不足分については、臨時財政対策債などで補うこともできますが、こういったものに依存する姿勢であっては誠に必要な施策を積極的に打っていくことはできないと思います。

私自身、会計事務所で勤務していたこともあり、単純な考えではありますが、財政力指数1を下回らない、すなわち1以上の状態が法人でいう所得が発生する状態であり、その中で指数で言えば1.1なのか1.2なのか、目標を定めることを経営者の方々とお話ししてきました。その目標を達成するために何をしなければならないのか、収入を増やすのか、費用を削減するのか、じゃどうやってやるのか、具体的な策を考えていくわけです。

営利を求めるものと市町村では根本的な考え方は違えど、共通している部分は多々あると思います。当町においてよく聞く話としては、財政力指数が高いとありながらも、財源が厳しい、ないなどと訳の分からない話になるわけですがけれども、この財政運営を考える上で年度ごとに財政力指数などの計画目標はどのように定められているのか。また、依存体質から脱却する意味でも不交付団体となることを目標としているのかお尋ねします。

2点目、当町の少子化の状況と独自の対策は。

国としても少子化対策についての施策など様々な方針が打ち出されていますが、この少子化の現状は市町村によって違いがあり、当町においての現状分析と対応する施策とはどのようなものかを考えているのか、またその財源はどのようにして確保していくのかお尋ねします。

3点目、給食費無償化の財政における負担についてどのように考えているのか。

毎年予算書の中で一般財源の大きなウエートを占めているものに給食費の無償化があります。全国的に少子化対策の一つとして動きもありますが、それが当町において数ある少子化、子育て政策の中でこれだけの財源を投入してどれだけの効果が出ているのか、またその検証はどのように行い判断されているのか、お尋ねします。

以上3点になります。ご答弁のほどよろしくお願ひします。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 松本議員の1項目め、財政運営に対する考え方についての1番目のご質問、当町が目指す健全な財政目標についてお答えを申し上げます。

地方公共団体の財政力を示す指標として一般的に財政力指数が用いられます。財政力指数とは基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値をいいます。

本町の財政力指数は、令和2年度は0.953、令和3年度は0.931、令和4年度は0.911で若干減少傾向でございますが、県下で最も高い水準でございます。財政力指数については高くなればなるほど普通交付税上の留保財源が大きくなり、財源に余裕があるということになります。また、地方交付税の不交付団体とは、単年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値である単年度の財政力指数が1を超える地方公共団体で、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となります。

地方交付税は地方公共団体間の財源は平等ではないため、この不均衡を調整をするためにどの地域に住む人でも一定のサービスを受けられるようにする仕組みでございます。地方交付税の財源には国税が利用され、所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額の割合で捻出されております。この地方交付税は地方自治体の一般財源として扱われるため、地方公共団体が自分たちの判断で自由に利用可能な有利な財源でございます。

地方交付税には普通交付税と特別交付税の2種類があり、地方交付税の総額のうち94%が普通交付税として扱われます。普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた際に財源が不足すると交付されるものでございます。

また、特別交付税は普通交付税では賄えない災害などの特別の財政需要がある地方公共団体に対して交付されるもので、地方交付税の総額のうち6%が割り当てられ、

具体的な交付額は地方公共団体の置かれている状況を踏まえて算出されます。

また、臨時財政対策につきましても、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債であり、国が地方公共団体に交付する地方交付税の財源不足の一部を補うものでございます。臨時財政対策債の元利償還金相当額はその金額を後年度の普通交付税によって措置されます。しかし、臨時財政対策債は地方債であることには変わりなく、地方債の残高が蓄積する要因ともなっております。国も臨時財政対策債を圧縮し、交付税率を引き上げていく方針であり、臨時財政対策債は減少する見込みでございます。

議員ご指摘の不交付団体を目標にしているかにつきまして、普通交付税の不交付団体になるには、自己財源の不足がなく、基準財政収入額が基準財政需要額を上回らなければならないことから、現在の財政状況から見ますと、不交付団体になることは考えにくい状況でございます。

また、税収を確保することを目標とすることは当然でございますが、今後大幅な税収の増加が見込めない中、社会保障費などの扶助費や人件費等の義務的経費は増加の一途をたどると想定されておりますことから、不交付団体になること自体を目標とはしておりません。

当町の予算編成における全ての歳出を町税等の自己財源で賄っているわけではなく、新たな事業を進めるには該当する事業が国、県の交付金や補助金に該当しなければ、基金の繰入れ、起債を当てにすることになり、基金は減少し、起債残高が増加する要因にもなります。

こうしたことから、今後の長期財政需要として老朽化した施設の大規模改修事業や新ごみ処理施設建設負担金等、多額の需要額が見込まれる中、喫緊の政策課題に対応し、将来を見据えた堅実で持続可能な行政運営を進めていく必要がございます。今年度見直しが予定されております公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、中期財政計画を作成し、より効果的、効率的に行政サービスを提供することを目標といたしてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 松本議員の財政運営に対する考え方についてに関します2番目のご質問、当町の少子化の状況と独自の対策についてお答えいたします。

今月2日、厚生労働省が公表した令和4年の人口動態統計によりますと、1人の女性が生涯に産む子供を示す合計特殊出生率は、政府の目標1.8に対し過去最低の1.26であり、年間出生数は77万747人と初めて80万人を割り込みました。岐阜県は1.36、

本町は令和2年時点ですが1.61と高い水準にあります。また、岐阜県統計課が本年3月に公表しました「統計から見た岐阜県の現状」によれば、県内の0歳から14歳までの子供の数は、2020年の約24万3,000人から、25年後の2045年には約13万6,000人と44%の大幅な減少が見込まれるのに対し、本町では2020年の3,691人から2045年の3,254人と8.8%の減少にとどまると予想されております。これらを踏まえた少子化に関する分析ではありますが、内閣府の令和4年版少子化社会対策白書では、未婚化、晩婚化、晩産化が近年顕著な傾向にあると報告されております。

その一方で、結婚後19年以内に夫婦が設ける子供の数、いわゆる完結出生児数でございしますが、2015年は1.95人です。約40年前の2.19人と比べ余り変化がございません。つまり一度結婚すると平均2人の子供をもうける傾向は続いており、国の分析では少子化の要因に未婚化や晩婚化の影響も挙げております。

しかしながら、子供をもうけることに関して、未婚者、既婚者いずれにおいても子育てや教育にお金がかかり過ぎる、育児の負担に耐えられない、仕事に差し支えるといった理由を挙げる若者が多く、経済面や就労面の懸念が先立ち、結婚や出産に踏み切る動機につながっていないのではと推察します。

これまで本町では児童手当や不妊治療、保育の無償化などの国の施策に加え、乳幼児健診、第3子以降の保育料や小中学校の給食費、中学生までの医療費の無償化、重度心身障害児のタクシー助成など、子育てに要する経済的負担軽減を独自に展開してまいりました。また、子育てによる心身の負担軽減策として町独自の発達支援事業や子どもの居場所づくりのほか、産後ケア事業や子育て短期支援事業等を実施しております。法令等に基づく事業の多くは、国庫負担金や県補助金等を財源の一部としておりますが、当然のことながら町独自の事業は一般財源が主な財源でございします。

そのような中であって、本年度の新規事業として町独自に開設した岐南町多機能型地域子ども安心センターは、国による保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業において全国31自治体の一つに選ばれ、国庫補助金として569万3,000円が交付される見込みであります。

政府は子育て予算の倍増や子育て予算に特化した特別会計「こども金庫」の新設など、次年度以降の予算拡充を進めておりますことから、町独自の施策に要件が適合する新たな補助メニューが創設されれば、積極的に活用するよう努めてまいります。

これまで本町では子育てに手厚い町として、また利便性の高い町として評価され、若者世代・子育て世代を中心とした転入や出生数が増加してまいりました。結婚や出産に関する価値観や意識の行政誘導は容易ではありませんが、少子化対策は雇用対策、育児中の従業員への理解、女性活躍推進、教育環境、まちづくり等、包括的な対策が

不可欠であります。行政、教育、民間事業者、地域住民等による総合的な取組を推進し、政府が掲げる出生率1.8に近づけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 岩田恵司住民部長。

○住民部長（岩田恵司君） 松本議員の1項目め、財政運営に対する考え方についての3番目のご質問、給食費無償化の財政における負担についてどのように考えているかについてお答えいたします。

学校給食費等助成事業は、保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資するとともに、子育て支援の拡充を図ることを目的としています。平成25年度から町立の小中学校及び特別支援学校に通学する児童生徒を対象に助成を行っております。令和3年度からは町立学校以外の小中学校に通学する児童生徒に対しても助成をしているところであります。

学校給食費等助成金の令和5年度の予算については1億1,440万円計上しております。令和5年度一般会計予算歳出合計は85億8,500万円で、割合は1.3%となっております。少子高齢化の時代の中、子育て世代への支援は町の重要な施策であると考えております。児童生徒には感謝の心と郷土に対する愛着心を持っていただき、将来岐南町の支え役になっていただきたいと願っているところでございます。

事業の効果として他市町の人口が減少する中、当町の人口は平成24年3月末から令和5年3月末までの10年間で約2,200名増えております。そのうち15歳未満は約120名増えております。これは学校給食費助成事業の導入が要因の一つと考えられます。岐南町は子育てに優しいまちとして、子育て世代の負担軽減策として受け入れられたものと思っております。

文部科学省は平成29年度に学校給食費の無償化等の実施状況を公表しております。全国1,740自治体のうち76自治体が小中学校とも学校給食の無償化を実施しています。また、424自治体が学校給食費の一部無償化、一部補助を実施しているとのこと。なお、国も学校給食費の無償化の実現に向け議論を始めております。給食費の無償化は子育てに必要な施策となっているものと考えております。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございました。それでは再質問のほうをさせていただきます。

先ほどの答弁にて不交付団体となることは考えにくい、今後大幅な税収の増加が見込めない中、社会保障費などの扶助費や人件費等の義務的経費は増加の一途をたどると

のお話がありました。また、全ての歳出を自己財源で賄っているのではないということは重々承知しております。そして、当町の少子化の状況も伺いました。不交付団体となることは考えにくい、また不交付団体となることは目標としていませんといった積極さに欠ける姿勢については別の機会にご質問させていただくとして、ただいまご答弁をいただいた内容を踏まえて、給食費無償化に関して改めて再質問のほうをさせていただきます。

今年に入ってから、与党から給食費無償化を国の施策として提言する話もありましたが、今週14日の岸田総理の記者会見の中の異次元の少子化対策の中ではこの無償化の話はありませんでした。幼児教育や保育の無償化は実施されていますが、そういった意味で給食費無償化は国の施策としては最優先に行うべき施策ではない、このように私は解釈しています。本当に必要な施策であるならば、国の施策として、もしくは大半の市町村の施策として既に行われているはずですが……

○議長（後藤友紀君） 私語を慎んでください。

○3番（松本暁大君） 続けます。いまだ半数以上の市町村は無償化をしていません。なぜならば財源の問題が大きいからです。財政力のある市町村、または人口の減少が顕著に見られる地域においてこれらの施策がしかれているように思います。

当町においては、さきのご答弁のとおり、他と比較しても出生率も高く、25年後の減少の見込みも県が44%に対して当町は8.8%と低い。その理由までは詳細に把握できておりませんが、市町村によって状況が大きく異なっている中で、子育てに必要な環境を構築する施策がどこも同じであるとは思っていません。そんな中でこの給食費無償化というものは、いかに岐南町が県内でトップクラスの財政力指数を有するといえど、交付税を受ける市町村であり、自主財源に係る負担はとても大きいと感じています。事業の効果で人口が約2,200人増加したという、そのようなお話もありましたが、あくまでも要因の一つというふうに考えております。

予算をつける以上その事業効果の検証はとても重要なことであると思っています。この無償化も人口の増加や子育て世代の負担軽減事業であることも十分に理解しておりますが、しかし当町において教育、福祉、防災、土木など予算をつけてやらなければならない事業は無数にあるわけです。その子育てや教育の分野だけでもデジタル化に伴う教育環境の充実、町外就学者の割合が多い町ということで、教育の質の問題であるならば、教員や有識者などの増員、教育者の環境の充実と少数学級によるきめ細かい教育を行うことで、義務教育の質の向上を図る、共働き世帯の当町の保護者が安心して勤めに出られるような環境の構築など、魅力あるまちづくりをしていくためにはより具体的な施策がこの町には必要だと思っています。

一例として、子供の見守りの観点で言えば、保護者が個々で、給食費の材料費負担相当額ではあるんですけども、月々5,000円程度の負担でこの環境充実のための人員増員などは到底できない話ではありますが、岐南町全体での無償化の予算約1億2,000万円弱の予算があれば、これらは可能な話であると思っています。これ以外にも予算を幾らでも振り分けることが可能であると考えています。安心して働くことができるイコール子育て世代の所得向上という政策の一手にもなります。

羽栗グラウンドの取得で2億3,000万円、東小学校の増築でも2億4,000万円を考えたとき、単年で支出するこの財源がどれだけ大きいものであるかご理解いただけるかと思います。この無償化を賛成か反対かという話であれば、反対する人はほとんどいないと思います。どうもありがとうというような言葉で終わるかと思います。そうではなく、生活していく上で個人ではできないことを公共サービスで行うことが皆さんの納めた税金の使い道であり、限りがある以上、他方に予算が取られれば一方は低下もしくはできなくなります。だからこそ、プライオリティー、優先順位を考えなければならぬと思います。

そして、初めの税収の増加は見込めない、義務的経費は増加の一方という中で、給食費無償化という施策が当町において今最優先で継続すべき施策であるのか、今私が述べた観点、その他一般財源の支出とのバランスを含めてご説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（後藤友紀君） 岩田恵司住民部長。

○住民部長（岩田恵司君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しとはなりますが、国の責任による給食費無償化を求める声も高まっております。無償化に追従する自治体も増えており、東京23区でも実施しているところがございます。国も無償化に向け議論を始めました。したがって、総合的に勘案し、学校給食費助成事業は子育てに必要な重要な施策と考えており、廃止はいたしません。よろしくお答えいたします。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 松本議員の再質問にお答えいたします。今、住民部長が答えましたが、ちょっと不十分だったので付け足しておきます。

学校給食費というのは、本来ならば松本議員が言われるように出すものじゃないんですね。文科省の学校給食法第11条第2項に書いてあります。給食費は父兄が支払うものとして書いてあります。そうした観点から、まだ半数以上の市町村が無償化に踏み切っていないという事実はあります。しかしながら、この給食費無償化は前町長が本当に精魂込めた政策であり、前町長も単年度だと思っていたような気がしますが、これが

経年となったということでありまして、その辺の行き違いがたとえあったにしても、今現状では子育て世代には大いに受け入れられ、享受されているものと思っております。それゆえに給食費は無償化する考えはないということではあります、ただし最優先ということはないです。福祉の中で優先ではあります、岐南町としての行政の中では最優先ということではありませんが、これを省く考えはないということではありますので、やはり一旦享受したものはなかなかこれは外せないんです。だから、トップになる者は慎重に公約を掲げて何でも無料、何でもやりますではなくして、やはりできるものからやっていくということなんです。だから、限りある財源の中でどう振り分けるか、本当に町幹部共々いつも考えてやっておるところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございます。

今回の件に関しましては、私の思いをまずは述べさせていただいたところではあります、私は国の施策で国庫支出金等、そういったもので全国一律でやられるなら、こういった考えというのは分からなくてもない部分はあるんですけども、あくまでもこの部分、町独自の施策ということで一般財源を投入しているということを考えたときに、その優先順位というのが果たして、この給食費無償化というのがどうしても施策として行わなければならないのか、そこについては自分なりに今後勉強して分析して、また新たに質問等させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

では、続きまして2項目めはコミュニティバス事業についてです。以下、3点のご質問をさせていただきます。こちらに関しましては、昨日の一般質問の中で重複する内容が多々あり、既にご答弁をいただいている部分もありますので、質問文を絞ってお尋ねのほうをさせていただきます。

1つ目、福祉政策の観点からの検証と対策とは。

バス事業が開始されてからおおよそ半年以上が経過していますが、現状の分析と当初の目標数値を達成するために具体策はいつどのようなように入力を考えておられるのか。現在、コミュニティバスとデマンドタクシーを並行して運行を行っていますが、この事業が当町における福祉の観点から必要な成果を得られているのか、お尋ねします。

2点目、バスの広告について。

これは笠松町のバスと比較して大変申し訳ないのですが、期間的な問題もあるとは思いますが、単純に少ないように感じます。バスの広告は当事業における財政負担を

少しでも軽減させることが目的であり、また事業者の広告宣伝の効果を広げてより一層の事業者を集める意味合いでも、この活動をどのように行っているのか、お尋ねします。

3点目、事業継続の判断基準とは。

福祉の観点でありますから、単純な採算の話でないことは重々理解しています。しかし、これまで述べたように財源には限りがあり、費用対効果を最大限に発揮する取組をしなければならないことは言うまでもありません。事業としてはまだ1年も経過はしていませんが、既に様々な課題、問題が出ている中で、事業の継続や中止の判断は非常に重要なことであると考えています。その基準についてお尋ねします。

以上3点、ご答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（後藤友紀君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 松本議員の2項目め、コミュニティバス事業についての1番目のご質問、福祉政策の観点からの検証と対策とはについてお答えいたします。

コミュニティバス事業及びコミュニティタクシー事業の効果の検証方法につきましては、岐南町地域公共交通計画における評価指標の目標値と、調査時点での現況値の比較検討により実施してまいります。また、それに加え、地域の交通弱者のニーズに合致したコミュニティバス、コミュニティタクシーとして親しまれるよう利用者満足度を把握するためのアンケート調査も行っております。

現在、コミュニティバスは1日午前3便午後2便の計5便を右回り左回りの2台で、年末年始を除く平日と土曜日に運行しております。令和4年9月の運行開始から令和5年4月までの8か月間の利用実績につきましては、右回り左回り合わせ1,920便運行し、その利用者数は延べ5,251人でありました。また、1便当たりの平均利用者数は2.73人でありました。岐南町地域公共交通計画における評価指標の目標値は、令和7年度に達成する数値目標であります。その数値目標にはまだまだ届かない状況でございます。

当該計画における目標に応じた評価指標の具体的な数値目標につきましては、目標1、多様なニーズに対応した公共交通ネットワークの構築において、コミュニティバス年間2万9,200人、コミュニティタクシー年間1,700人の利用者を目標値としております。目標2、公共交通の利用拡大においては、人口1人当たりの年間利用回数をコミュニティバス1回、コミュニティタクシー0.06回とし、公共交通の利用者満足度を今年度実施のアンケート結果により10%増加を目標値としております。目標3、持続可能な公共交通体系の実現においては、利用者1人当たりの運行経費をコミュニティバス942円、コミュニティタクシー880円を目標値としております。このように計画の中

で令和7年度の目標値を設定しておりますので、その目標達成に向け事業に取り組んでいるところでございます。

そのためまずはコミュニティバスを町民の方に認知していただくことが肝要であると考えておりますので、これまでコミュニティバスを利用したことがない方にも利用していただくきっかけづくりとして、運賃無料デーを昨年度は運行開始から10日間実施いたしました。本年度はより効果的な運賃無料デー実施日として、例えばぎなんフェスタなど幅広い世代が集まるイベント開催日や運行一周年など、様々な節目に合わせて実施することを検討しております。ただし、運賃無料デーなど運賃収入に関わる事業は公共交通会議と地域公共交通活性化協議会で協議をして決定する必要がございます。現在その会議の準備を進めているところでございます。

そのほかにもコミュニティバスの周知や児童の絵画を車内に飾るなど、町のバスとして愛着につながる取組、さらに運行関係者のご協力が得られれば、景品による販売促進の手法も取り入れた取組を実行してまいります。

次に、2番目のご質問、バスの広告についてお答えいたします。

コミュニティバスの車両や停留所標柱を使用した広告事業につきましては、運行事業者である岐阜乗合自動車株式会社が実施している事業でございます。この広告事業につきましては、当該事業を経費の面においても持続可能なものとするため、運行事業者からのプロポーザルの中で提案されたものでございます。令和5年6月1日現在の広告実績を申し上げますと4社であり、ぎなんレディースクリニック様、TJT株式会社様、司工業株式会社様、株式会社ジオプラン様を広告主とする広告がコミュニティバスに掲示されております。まだ掲示するスペースに余裕がございますので、現在岐阜バスが引き続き広告主の募集を行っております。また、町でも令和5年3月の広報紙で広告主の募集を行いました。今後も同様の記事の掲載を行ってまいります。

次に、3番目のご質問、事業継続の判断基準とはについてお答えいたします。

当該コミュニティバス事業につきましては、令和4年度から令和8年度まで債務負担行為の議決をいただき、運行事業者岐阜乗合自動車株式会社と令和8年度までの4年7か月の運行を基本協定により結びました。

町といたしましては、この事業は福祉政策の一環であることから、利用者数のみで事業継続を判断するものではないと考えております。現在、岐南町の地域公共交通計画にある令和7年度の目標に向け、コミュニティバス事業を町民の皆様に広くご理解、ご利用いただく取組を進め、町民のふだんの生活に欠かすことのない交通ネットワーク、交通のインフラとして認識いただけますよう本事業を推進しているところでござ

います。

いずれにいたしましても、地域公共交通政策としてコミュニティバス事業を本町が実施しておりますのは、進展する高齢化に対応するため、待ったなしの状況から実施に至った事業であると認識しております。今後も岐南町公共交通会議や岐南町地域交通活性化協議会からご意見を賜りながら、地域の皆様に愛されるよりよいコミュニティバス事業及びコミュニティタクシー事業としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございました。

この事業は福祉政策の一環であることから、利用者数のみで事業の継続を判断するものではないと考えておりますと、本当にそのとおりだとは思いますが。ただ、結果として判断できる材料としては、やはり利用者数というのは大きなポイントにはなると思っていますので、これが総合政策課だけではなく、岐南町役場全体としてこの事業、成立ではないですけれども、本当により一層利用者の方にとっても活用できる、そういう状態になっていくことを願っております。引き続きよろしく申し上げます。

最後、3項目めはハラスメント問題についてです。以下、2点のご質問をさせていただきます。

1つ目、ハラスメント行為が行われていたことについて。

今回の町長のハラスメント行為については、庁舎の中からではなく外部からの告発によって明るみとなりました。行政に最も近く独立した存在である議会及び議員がその監視機能を果たすことができなかったことで、ハラスメント行為によって不快な思いをされた職員の方、また町民の皆様の誇りや名誉を傷つけたことを深くおわび申し上げます。まことに申し訳ございませんでした。この件につきましても、昨日の質問にてご答弁がありましたが、私のほうからのご質問のほうをさせていただきます。

今回の件は、記事の内容に対し町長がお認めになられている部分については事実として認識できると思いますが、否定されている内容も多々あります。ハラスメントというのは当事者間の人間関係、またその状況によって一つの行為が様々に受け取られるものであり、一方の主張だけでは判断ができないものだと思っています。そういった中でこの告発の内容はとても衝撃的なものでした。私自身は単純にその行為が事実であるかどうかを知りたい、それに尽きます。

ハラスメント行為を受けられた方から今回の件は直接見聞きをしているわけではありませんし、週刊誌の記事からということもあり、そっくりそのままをうのみにするわけにもいかない。議員という立場であるからこそ事実に基づいた正しい情報を得て

冷静に判断しなければならないと考えています。

町として第三者委員会によって事実の解明、再発防止策を構築するというお話ではありますが、ここまで詳細に記事に書かれていることがまことであるならば、ハラスメント行為を受けられた方から直属の上司などへの相談が全くなかったとは常識的に考えられないのです。本当になかったのか。また、前副町長在任時に発生したハラスメント行為に関して、町長へ行為の注意が行われたと伺いましたが、行為を受けた職員に対してはどのような対応や説明を行ったのか。副町長や上司はハラスメント行為を受けた職員に対してどのように考えていたのか、お尋ねします。

2点目は、ハラスメント行為を防ぐために。

さきにも述べましたが、ハラスメントというものは当事者間の人間関係、またその状況によって一つの行為が様々に受け取られるものであり、一方の主張だけでは判断ができないものだと思います。この問題は当町のみならず、広く一般の会社や集団でも起こり得る問題だと思います。個人の捉え方はそれぞれにあり、他人が否定する話でもなく、非常にデリケートな問題であるからこそ、内部において真摯に対応し、自浄作用を機能させなければならなかったことが今回機能していなかった、そういうことだと私は理解しています。今回の事態を踏まえての対策についてお尋ねします。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（後藤友紀君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） 松本議員の3項目め、ハラスメント問題についての1番目のご質問、ハラスメント行為が行われていたことについてお答えいたします。

被害者から上司への相談があった場合は、岐南町ハラスメントの防止等に関する規程に基づき、まず総務課に設置されております相談窓口へ相談し、対応した相談員は相談記録簿を残すこととされております。その後、必要に応じてハラスメント防止委員会に依頼することができると規定されております。

今回の件を受けまして調査をいたしました。相談記録簿についてはございませんでした。しかし、今回の記事の内容からは、ハラスメントを受けた職員が相談しても上層部は対応してくれなかったということがありますので、そのあたりについての事実確認は第三者調査委員会において事実を確認していただきたいと考えております。

また、以前被害を受けられた職員への対応については、副町長から町長へ口頭で進言を行った旨の説明をし、その後についても何かあったらすぐに報告、相談するよう声かけ等、継続的なフォローを実施しております。

被害者となった職員に対しては、今回の件におきまして嫌悪感または不快感を抱か

れたことにつきましては誠に申し訳なく、深くおわびを申し上げます。

続きまして、2番目のご質問、ハラスメント行為を防ぐためについてお答えいたします。

再発防止策は予防策と一体であり、継続的に予防を続けることでハラスメントの再発防止になると考えております。セクハラについては世代間の認識の差、あるいは男女間においても、時にはハラスメントに対する認識が異なることもあり、起きてしまうものであります。この認識のずれや解釈の違いを正すためにさらなる研修を行う必要がございます。

また、今回の事態の要因となったのは相談窓口が総務課のみであったことにより、職員の声をしっかりと反映できなかったこともその一つであると考えております。その対応といたしまして、何でも相談できる仕組みを多面的に設けることが必要であるため、今回顧問弁護士への相談体制の依頼、及び産業医への相談機会の拡充を図っております。

また、今回の第三者調査委員会において公正中立の立場から対象事案についてしっかりと事実確認を行っていただき、原因を分析し、二度とこのようなことがないよう再発防止策を講じてまいります。それが失われた信頼を回復する唯一の道であると認識し、再発防止に着実に取り組んでまいります。

また同時に、調査の結果ハラスメントが確認できた場合は、被害者の心のケアとして産業医への定期的な面談など、しっかりとした支援も併せて実施いたします。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問のほうをさせていただきます。

規程はあったが機能していかなかったのか、ハラスメントの認識にそごがあったということで第三者委員会に委ねるということだとは思いますが。いずれにせよ、ハラスメント行為によって不快に感じられる職員がおられ、一部行為について町長自身がお認めになられて謝罪をされているわけですから、この点については当該職員へ慎重にご対応をお願いするものであります。また、このような事態が二度と再発しないように取り組んでいかないといけないと思っています。

今回のハラスメント疑惑について、町長は一部お認めになられて謝罪をされておられます。たびたびお話ししますが、ハラスメントというものはその行為を受けた人がどう感じるかで認識されるものと思っています。そのため事実関係を確認できない限り、一方の主張だけでは判断できないものだとも思っております。

現時点では当事者から告訴された法に触れる行為があったまでかは定かではありませんが、既にお認めになられている部分は、行為者も被行為者も共に認識したセクハラ行為であり、相手のみならず、岐南町住民の名誉を傷つけることになりました。

町長は、第三者委員会の報告を待って進退を考えるとお話しされています。ご自身が考える岐南町の代表としてあるべき姿、品位、品性というものがあり、これが根拠となつてのご発言かとは思いますが。

私自身は政治力、政策力は当然として、慕われる存在、町内外からも尊敬される存在であると考えておりますが、町長の考える長たる者としての品位、品性とは何か、それのみをお聞きします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 松本議員の質問にお答えいたします。

昨日の議員の皆さんの中でも答えたとおり、私自身はこの就任して以来、令和2年11月16日以来、職員の皆さんの態度はどうだったろうかということをもまず考えて、本当に昨日も申しましたとおり、机の上にジュースを置いている、菓子は置いている、住民が来てもお互いの顔を見ながら誰も出て行かない、こういう状況の中で職員の意識改革を進めなければならないという、そういう思いがありました。そうした中でその課ごとの問題、課題を出して、朝礼のときに私も立ち会って、その問題、課題に対して頑張ってもらいたいということで、町長の7つの心得というものをしました。やはり住民サービスの向上が目的であります。本当に昔の言葉でいうと、しゃらくさいみたいな感じでございました。これではだめだということで強く指導してきたのは間違いありません。そうした中で住民からも、庁舎内が変わったといういろいろお褒めの言葉をいただいたのも事実であります。しかしながら、今回このような事態になってしまったことについては、全く私の不徳のいたすところありますので、町民の皆様にご迷惑かけましたことは本当に申し訳なく思っております。本当に申し訳ありませんでした。

それで、今の町長の品位とは何だということですが、そうした考え方の中で長たる者は高い倫理観と使命感を持ち、社会的な期待や規範に従って行動することであると認識しております。よって、町長のあるべき姿は町民の負託に応え、町の代表者として広く町民と対話して町政の課題に対し速やかにそれらの問題の解決を図ることであると思っております。そのためには、この町の未来に対し責任と自覚を持って、覚悟を持って町政を運営し、公正かつ誠実に職務に当たるべきものであると考えております。そのつもりでこの2年5か月間やってまいりました。

以上であります。

○議長（後藤友紀君） ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） おはようございます。8番議員の渡邊です。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

1つ目は、セクハラについてご質問させていただきます。

18日の週刊文春電子版で岐南町長のセクハラ疑惑問題が出てきました。町長は、2021年に元副町長から、女性職員の頭を触るなどのセクハラについて注意を受けたにもかかわらず、その後抗議ができない女性職員に対し同じ行為、つまり頭を触れるなどの行為をし続けることに、町長は女性職員を褒めただけという認識の下触り続けました。

私の一般常識から言えば、上司からセクハラを受けても、怖くてなかなか訴えられないのが普通で、町長の言うように、その都度嫌なら言ってくれば触りませんでしたというのは理解できないだけでなく、女性が痴漢に遭っても怖くて何も言えない心理も町長は理解できていないということだと感じました。

1、女性職員を褒めるという理由さえあれば、女性職員の頭などに触れてもよいという岐南町の考えでよいのか。

2、もし女性職員を褒めるという理由さえあれば、女性職員の頭などに触れてもよいという岐南町の考えであれば、岐南町の男性職員が町長と同じようにセクハラをしても許されるのか。

3、もしセクハラをした男性職員が許されないなら、どんな処分をするのか。

4、もし減俸などの軽い処分ですむなら一般企業ではあり得ないことだと思います。セクハラを助長するとも捉えられますが、町長はどう考えておりますか。

5、第三者委員会を立ち上げる際、セクハラやパワハラが専門のエキスパートの弁護士に調査を依頼してほしいと私は考えておりますが、どうでしょうか。

6、その第三者委員会の決定に町長は従うとのコメントをされておりますが、女性の体に触れてはいけないということを元副町長に注意されていても改心することがないのは、一般常識すら分からないのと同じであり、町長自身、ご自分の進退すら決められないのに、岐南町の大切な地方自治の決定を任せてよいのか、町長のご返答をよろしくお願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 静粛にお願いします。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 渡邊議員に対して答弁いたします。

まず、最初に驚いたのは、私の一般常識って何ですか。渡邊議員そのものが私たちの手を握ってきます、ぐっと。

もう一つ、職員に対して後ろから抱きついたりします。そういう常識もあるんですか。同じことなんです、笑っておる場合じゃないですよ。君はそういうことをやってくるんですよ。

○議長（後藤友紀君） 暫時休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時1分 再開

○議長（後藤友紀君） 会議を再開いたします。

○町長（小島英雄君） 私はこれまで町民のために職員に励んでいる職員には男女を問わずできる限り声をかけてきました。激励もしてきました。人を褒めることはよいことであると今も感じております。しかし、一部の職員に不快な思いをさせたことについては、議員が言われるように配慮が足りなかったとは感じております。

2番目の質問についてお答えいたします。

さきも述べたように、頭に触れたことについては、遅くまで残業している職員に対して、頑張っとなや、健康に気をつけてくれ、まず自分の体を大事にするんだということで、ねぎらいを込める意味で頭に触れたということでもあります。そういった状況の中での行為でした。これがハラスメントに当たるかどうかについては、しっかりと第三者調査委員会の結果を待ちたいと考えております。安易に皆さんの考えているようなことをやったわけではありません。

男性職員の同様の行為についてはという話ではありますが、不必要な接触はハラスメントであると誤解を招きかねない行為であり、許容すべきでないと考えております。

3番目の質問、懲戒処分の指針によると、例えばセクシャルハラスメントについては、相手の意に反することを認識した上でわいせつな言葉、性的な内容の電話、手紙及び電子メールの送付等、身体的接触、付きまとい等の性的な言動を行った職員は、減給または戒告処分となります。

4番目の質問にお答えいたします。

処分内容については、先ほど説明した懲戒処分の指針に基づき当該行為がどの処分に該当するかを事案に応じて厳正に判断します。そのため、これらの処分がセクシュアルハラスメントを助長することはないと考えております。

5番目の質問についてお答えいたします。

第三者調査委員会の委員につきましては、公正性や中立性を担保するために岐阜県弁護士会に推薦を依頼しました。町が恣意に弁護士候補者を指定することはできないことから、委員の推薦方法は岐阜県弁護士会に一任しました。ただし、専門性を持つ委員がその調査を実施する必要がありますので、委員の推薦については今回の事案がハラスメント事案であるため、同性の方が話しやすいと考える職員もいることから、女性弁護士1名の推薦依頼をお願いしたところであります。

6番目の質問についてお答えいたします。

これまで記者会見やその後の取材においても、今回の事案については第三者調査委員会で事実関係をはっきりさせたいと申してまいりました。一部頭に触れたことは、先ほども言いましたように、激励やねぎらいの意味であり、指に触れたことについては、これはきらびやかなネイルをしていたのでありましたので、長としての指導の一環であったとはいえ、職員に不快な思いをさせたことについては認識不足であったと考えております。

しかしながら、現状は証言者からの一方的なものであることから、双方の話を聞いて中立、公正、客観的な調査が行われた上での事実認定がされた段階で自らの去就を決めたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 議長のお許しを得ましたので、再質問させていただきます。

私が町長の手を握ったというハラスメントについて発言され、また私がハラスメントをしていたので発言するなというような意見もありましたが、それに対して私は精神的に現在苦痛を伴っております。それはモラハラ発言であり、また私が発言してはいけないという部分、パワハラの認識はあるのでしょうか。町長お答えください。

また、私の質問は全て住民が私から町長に聞いてほしいと言われたものです。紳士的にお答えしてください。

1つ目、褒めるという理由で女性職員の頭などに触れてもよいという岐南町の考えでよいのか、よくないのか。

2つ目、男性職員が町長と同じセクハラをしても許されるのか許されないのか。

3つ目、男性職員が懲戒免職なら町長も同じ扱いにするのが妥当と考えますが、私の考えは間違っているのか間違っていないのか。

5つ目、昨日の松原議員の町長答弁の中で、地元新聞社ではなく週刊誌だったかも含めて第三者委員会に調べてもらうという発言がありましたが、第三者委員会はそのような目的で設置されているものなのかそうでないのか。副町長からこれはお聞きし

たいと思います。先日、副町長の話と違っているのです、副町長から説明をお願いします。

次に、2年前に元副町長から、職員と共に正式に注意を受けても改心できなかった理由を教えてください。1、例えば2年たったのでほとぼりが冷めたから触ってもよいと思った。2、元副町長がいなくなったから触ってもよいと思った。3、被害に遭った女性でなければ喜んでもらえると思ったなど、どんな理由があるか教えてください。

次に、第三者委員会の決定をもって町長は進退を決めるとおっしゃっておりますが、無実になった場合は岐南町を騒がした一因でもあるので、ある程度の処分は覚悟しているものと思いますが、もしセクハラやパワハラ、モラハラなどの事実が出てきた場合は、2023年7月、つまり来月から給料、賞与、退職金は返納する意思はあるのか、教えてください。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 突然の再質問ですので、ちょっと間違っておるかもしれませんが、まず最初の褒めるということではありますが、私は褒めることは大事だと思っております。職員をね。褒めながらやると。私の信条は、昨日も言いましたが、できるだけ職員の多くの皆さんと話をし、いろんな知識、いろんな行政のことについてどう考えておるか、昨日も申したとおりであります。そのためにみんなの意見を聞いたんです。だから、その中で該当者と思われる職員から、今までの町長さんは何も私たちの話を聞いてくれなかった、でも今の町長さん聞いてくれるからうれしいという言葉までもらっていたんですよ。で、そういう頭をなでるといことは、そういう親しみのあった人だけで、全然知らない人には触ってないんです。全ての職員の名前は覚えまして。下のフルネームは分かりませんが、名字は覚えまして、全ての職員は。その中で、昨日も何回も言いましたが、コロナワクチンの中で一生懸命頑張る職員に対して、本当に遅くまで頑張っておったから、ありがとうとかそういう言葉をかけながら、本当に和気あいあいとやってきた仲間ですよ。その中で誤解を受けるかもしれませんが、ほんと誰も何も言わなかったんです、本当に。だから、あの言葉が出て、嫌なら嫌と言ってほしかった、そこなんです。そこも言ってもそれもセクハラと言われてしまったんですが、そういう言葉も反省しながら、本当にどうあるべきかといことは、私も古い人間ですので、本当にそれが僕は正しいと思っていましたが、現代の社会においては時代錯誤と言われ、セクハラと言われました。これは認めました。ただし、今でも私はそれは自分の中では本当にいいことだと思っておりますが、世間

的にはセクハラということですので、これは認めざるを得ないということですので、よろしく願いいたします。これは認めます。

それ以外についてはしっかりと一つ一つ全部ひもとして、誰が言ったかは思い出せませんが、自分の発した言葉は全て覚えておりますので、大概のことは。昨日時点でいろいろ皆さんの意見も聞きながら、こういうこともあったんだということで、だんだんと記憶を呼び戻してまいりましたので、それについてはしっかりと対応して、自分の主張はしていきます。

あと、男性職員がどうだという話ですね、男性職員がやったらどうなんだという話だったですね。それについては、先ほど言ったように規程どおり行うようにいたします。

あと、私の考えが間違っているかということ、間違っているか間違っていないかという問題じゃないんですよ。先ほども松本議員が言われたように、その場の雰囲気、流れ、時間、場所等によってどう違ってくるかということなんですよ。

地元新聞社でなく、なぜ週刊文春なんだということ、それは僕が答えていきますが、昨日も言いましたが、これだけやないんです。なぜ東京の文春ではなく地元新聞社に訴えなかったかということを含めてと言いました。本来ならばそうではないんですか。なぜ東京の週刊誌なんですかということも含めて、もし訴えるのであれば、警察もしくは地元新聞社ではないですか。と思って、それを含めて調査をお願いしたいということでしたわけです。

2年前の副町長の話は昨日も散々言いましたが、今も言いましたが、令和2年の11月16日に赴任して以来、皆さんの課に回って、課の問題、課題全て聞きました。その中でこれからの課題、問題に対してどう対処していくのかということを含めながら、頑張っておる職員に対しては、頑張ると言って頭を触ったのは確かです。でも、これは本当にねぎらいであり、本当に激励の意味だったんです。それがだめだと言われたのでやめておりましたが、本当にコロナワクチン、この2年5か月、最盛期はちょうど終わりましたが、あとぼちぼちですけれども、本当にある課にとっては地獄のような仕事だったんですよ、仕事量が。昨日も言いましたが、皆さん誰もそういうことは考えることないと思いますが、大変だったんです。私らも9時過ぎになるのはざらだったんですよ。昨日も言いましたが、そうした中で職員がいかに頑張っているかと思っただけのことですので、ほかに他意はありません。

第三者委員会で無実になった場合はどうか、あるいは退職金返納するつもりかという話については、第三者委員会の結果を待って、この前も答弁しましたように、しっかりと対応していきますので。もちろん例えば何もなかったにしても対応はいたしま

す。どう対応するかはここでは言いませんが、まだまだ第三者委員会もありますので、それは当然考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今も言ったけど、深夜にかかってやっておるのもおったし、2時や3時までやったおったのもおった中で、誰がほんたら手を差し伸べるんですか。本当に病気になった子もおりますよ。そうした中で、よう頑張った、自分の体を大事にしてほしいと。それはみんな聞いてますよ。一人に特定したわけじゃないんですから。早く帰ってと、仕事は大事、けれども一番大事なのは体ですよ。それは周りにおった人もみんな聞いておるはずや。ただ、自分の気に入った子にポンポンしたわけじゃないんですよ。だから、そういう意味も含めて、注意は受けていましたが、本当にありがとうという言葉で表さずに、ねぎらいの意味を込めてやったんですよ。本当にありがとうと言って行きました。頑張って、ありがとう、そういうことなんです。だから、ほかに意味はありません。文春に出たような、あんなような本当に人を陥れるような文章でした、あれは。これから一つ一つ検証していきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） 渡邊議員の再質問で、第三者調査委員会の設置の目的ということでお話をさせていただきます。

まず、第三者調査委員会の設置の目的は、中立公正な立場から事実確認の究明の調査をしていただきまして、あとは認定、分析、最後に再発防止策を取りまとめていただいて提出をいただくということでございます。以上です。

その中の聴き取り調査ということがあると思うんですが、その委員の聴き取り調査がどうされるかはまだ委員も決まっておられませんので、内容については分かりませんし、進められる方向についてもまだここでは今決まっているわけではございませんので、私の答弁は差し控えさせていただきます。

私の考えは、第三者調査委員会の設置の目的は事実の確認の究明の調査をしていただいて、認定して、分析して、その上で再発防止策を出していただく、そういうのが第三者調査委員会だと思っております。町長の意見と食い違うかどうかは分かりませんが、私はそう考えております。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 議長のお許しを得ましたので、再々質問させていただきます。

先ほどの1つ目の質問から言いますと、褒めるという理由で触ってもよいとずっと思っていたと言っていたんですが、同じ男性職員が町長と同じセクハラをした場合は許されないということについてちょっと疑問を感じたので質問させていただきます。

どうして男性職員だけは許されないのかを教えてください。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 渡邊議員の再々質問についてお答えいたします。

その点については、職員と町長です。私は指導する立場にもあるんです。だから、私は指導の一環としてやってきましたし、本当に子供に対してもそうなんです。頑張ったことに対しては、頭をポンポンとやる。やったことは確か。だから、普通の職員やったら、これは懲罰対象になる、あるいは事情を聞きます。これは本当に……

○議長（後藤友紀君） 静粛に願います。

○町長（小島英雄君） 地方自治法第129条に基づいて言ってくださいよ。

ということで、職員に対しても、頑張っていてやっていますので、いろいろ聞いて、本当にこの2年5か月の間……

○議長（後藤友紀君） 静粛に願います。

○町長（小島英雄君） 2年5か月の間、本当にいろんなことがありまして、表沙汰にならないことも全部解決してまいりました。出さなかっただけですよ。職員のために名誉もある。だから、できるだけ穏便に済まそうということで、職員を傷つけないということとやってきました。事実です、それは。でも、名前は言えませんが、課も言えませんが、誰が何をやったかということも僕は死ぬまで言いませんが、そういうものも解決しました。だから、職員に対しては本当にかわいがってきたんです。以上です。

○議長（後藤友紀君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 2つ目はGPSについてご質問させていただきます。

平成19年から始まったICタグは15年たち、現在ではそのシステムも古くなっております。当初から私が話していたGPSを導入している自治体が増えてきております。その理由としては、ICタグは登下校の確認、通過確認のみであります。GPSは子供の状態把握だけでなく、危険通報もできる機能もついていることで、子供一人一人の緊急事態に対する即時対応、地域の防犯力、防犯意識の向上などが可能だと言われております。

例えば、隣の岐阜市では、登下校時の安全確保のため、保護者がスマートフォンのアプリで子供の位置確認ができるGPSの位置情報を活用した子ども見守りサービスの加入支援を行っております。

GPSは子どもだけでなく、高齢者への無料貸出しをしている自治体も増えており、群馬県高崎市では行方不明になる可能性のある高齢者や家族に無償でGPS端末を貸し出してあります。委託された見守りセンターが24時間365日対応で、家族から連絡

が入るとGPSの位置確認を取ることができ、平成27年10月から1年間で介護者が現場に行けない場合は、見守りセンター職員が現地に直行し、警察に位置情報と顔写真を提供することで90件の行方不明者全てが無事に保護された事例もあります。

1、岐南町も子供たちのICタグをGPSへ切替えをしていくべきではありませんか。

2、このGPSは高齢者の方や独居老人などにも使えますが、もしGPSの導入を考えているなら、高齢者に持たせる新しい取組も考えていただけませんか。

町長のご返答をよろしくお願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 岩田恵司住民部長。

○住民部長（岩田恵司君） 渡邊議員の2項目め、GPSについての1番目のご質問、ICタグからGPSに切り替えてはについてお答えいたします。

現在導入しております通学安心システムは、児童を対象に通学時の安全を確保するものです。児童は通学時にタグと呼ばれる小型送信機を携帯いたします。小学校への登校下校の際のセンサー地点通過時に保護者にeメールを配信するものです。タグセンサーの設置箇所は、東小校区8か所、西小校区6か所、北小校区6か所です。

平成19年の導入から約16年が経過いたしました。今は情報通信技術の活用も進みました。新たな機能がついたタグやGPS機能を利用したサービスなども開発されております。子ども見守りサービスは料金及びその目的や用途などにより、導入時より選ぶことができるようになりました。GPS機能があるものは現在のICタグと比べ、あらゆる地点の確認ができる魅力がございます。保護者のその費用負担を考えると、現在のICタグはメール受信料のみで保護者に負担はかかりません。

GPS機能を利用した岐阜市の例を見ますと、ご希望される小学校1年生の保護者の方に子ども見守りサービス加入支援をしております。中部電力ミライズの提供しますGPS端末により、スマートフォンアプリで子どもの位置を確認できるサービスがございます。その端末代を含む初期登録費用の補助制度を行っております。月々のサービスにつきましては、保護者の負担でお願いしているようです。

岐南町は交通の便もよく、災害がなく住みやすい町として若い世代の人口が増えております。町内に戸建て住宅や賃貸住宅も増えている状況です。現在のタグセンサー設置箇所におきまして十分な情報が把握できていないことが課題であると認識しております。

今後、令和7年度以降にはサーバーや通信基地などの更新時期が参ります。現在の通学安心システムにおきましては、保護者のニーズに十分対応ができなく、現行のシステムについて更新のほうは考えておりません。令和5年度中にはGPS機能のシス

テムを含め、登下校の見守りに必要な機能、性能、費用、保護者のニーズ等を比較検討し、新しい導入につきましてシステムのほうを考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 渡邊議員の2項目め、GPSに関する2番目のご質問、GPSを高齢者にも使えるようにしてはについてお答えいたします。

令和5年4月末における本町の65歳以上の人口は5,910人、高齢化率は22.5%であり、県全体の30.7%と比べて下回るものの、今後確実に増加してまいります。本町におきましては、認知症等により徘徊のおそれがある高齢者は、令和5年4月末現在で46名把握しております。また、行方不明高齢者の捜索に関する警察署からの防災行政無線の放送依頼は令和2年度は2件あり、いずれも80歳代の男性でありましたが、幸いお2人とも早期に保護されました。

そこで、本町におきましては、昨年度より認知症の方が行方不明となった際の早期発見及び保護を図ることを目的に、岐南町高齢者見守りSOS事業を進めております。この事業は認知症やその疑いのある方のご家族の申請に基づき、要介護認定を受けた際の主治医の判断が認知症自立度Ⅱa以上の方を対象に、鞆や杖、衣服など外出時に身につけるものに見守りSOSステッカーを貼っていただくものでございます。

SOSステッカーには地域包括支援センターや警察署の電話番号が記載されており、徘徊中の高齢者を発見した方が通報いただき、速やかに保護できる仕組みであります。GPSを活用した徘徊防止は24時間正確な位置情報が把握でき、行方不明者をすぐ発見できるというメリットがあります。一方、GPSを所持せずに外出した場合や紛失のおそれ、GPS機器の充電など、認知症の高齢者ご自身に徘徊防止策をお任せすることに限界があるといったデメリットも考えられます。

本町におきましては、認知症高齢者の徘徊等に日常的な多発や警察事案が幸い少ない状況でありますので、まずは認知症高齢者の行方不明防止に向けた早期発見、早期保護、ご家族や地域が安心していただけるよう見守りSOS事業を広く周知し、定着させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 8番議員の渡邊です。議長のお許しを得ましたので、再質問させていただきます。

先ほど話されていたGPS機能のあるシステムを含め様々なシステムについて、登下校の見守りに必要な機能、性能や費用、保護者のニーズなど比較検討していただ

るなら、例えばGPS機能がついている携帯電話やスマホも単なるGPS端末機代と同等額負担をする助成制度も同時に研究課題としていくべきではありませんか。町長のご返答をお願いします。

次に、確かにステッカーを鞆、杖、衣服に貼るのもよいですが、それに住民が気づくのか、またGPSを持ち歩かないかもしれないなどと言っておられましたが、鞆や杖、衣服もステッカーが必ず貼っているものを持ち歩くとは限りません。同じ条件ならばGPSも検討課題にすべきではありませんか。町長のご返答をよろしく願います。

○議長（後藤友紀君） 岩田恵司住民部長。

○住民部長（岩田恵司君） 渡邊議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、GPS機能のシステムも含め様々なシステムを比較検討いたします。今ご提案ありましたその比較検討の中で町の補助制度につきましても検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 渡邊議員の再質問にお答えいたします。

SOSステッカーは、さりげなく住民の目につくよう、横4センチ縦2センチの大ききで1人30枚を交付しております。認知症高齢者が外出の際によく着用する衣服や帽子、鞆、靴、杖や傘などにあらかじめご家族などが複数箇所貼付しておくことで、行方不明の際にいずれか一つでも身につけていれば早期発見につながり、徘徊防止の効果が期待できると考えております。

事業開始から半年が経過したところでございますので、まずはこの見守りSOS事業の定着に向けまして、検証や改善策を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前1時47分 休憩

午後1時 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 7番議員、櫻井です。お昼も終わりましたので、元気もらって

質問に入らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に1点目、自転車ヘルメット購入助成制度を創設されたいについてお尋ねいたします。

改正道路交通法の施行により令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は約6割が頭部に致命傷を負って見える。警察庁によれば、交通事故全体に占める事故の構成比率は2018年の18.2%から2021年は22.8%と増加傾向にあり、2021年の自転車事故件数は6万9,694件で、前年より2,021件、3%増加しております。そして、この間の自転車事故では死亡事故の犠牲者の約6割が頭部に致命傷を負っています。

負傷者の怪我の部位で見ると、頭部、頭はそれほど多い割合ではなく11%で、そして足ですね、こちらのほうの部分が36%、最も多いとなっておりますが、死亡者に限定すると、最も多いのが頭部の58%であります。ヘルメットを装着すると死亡率は大きく下がり、ヘルメットを着用していない場合の死亡率は、着用している場合と比較すると約2.2倍から3倍も高くなっています。

また、高齢者の自転車による交通事故の傾向を見ますと、自転車と衝突する事故が約88%、中でも出会い頭が45%と最も多くなっています。また、自転車による交通死亡事故を件数割合で見ると、65歳以上の割合は5年ごとの平成23年からの統計、そして27年の最初5年間は59.2%、それが28年から令和2年の5年間は合計67.9%と約9%の増加となっております。

特に高齢者の場合、自動車運転免許証を返上すれば徒歩か自転車しかありません。買物難民、通院難民化で一気に介護施設入居、残念ながらこれが岐南町の現実であります。命尽きるまでこの岐南町で幸せに元気で自転車生活を過ごしていただく、そんなまちづくりをすべきです。

さて、ヘルメットの努力義務については、これまで児童や幼児が自転車に乗る際、ヘルメットの着用が努力義務とされてきました。これは自転車に頻繁に乗り始める中学生、高校生の年代が突出して事故率が高いためです。特に高校生の多い自転車利用者に対する着用率が低過ぎます。

4月の法改正では年齢にかかわらずヘルメットの努力義務が自転車利用者全員に適用されるようになりました。今まで述べましたように、全世代において自転車事故は悲惨なものになるということの現れであります。着用するヘルメットに関してはSGマークなどの安全性を示すマークのついたものを着用することが推奨されています。SGマークは製品安全協会が定める制度で、安全基準、製品認証、事故賠償が一体となったものです。

また、岐阜県では自転車に係る交通事故の増加傾向等を踏まえ、自転車関連の交通事故の防止を図るため、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されました。これにより令和4年10月1日から、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務を受けて自転車損害賠償責任保険等への加入を義務としました。岐阜県が義務にしたんです。ほかにタイヤに反射器材を装着する、これも義務となりました。学校での自転車安全で適正利用教育、啓発の推進をうたうということになっております。県独自のかなり進んだ対応が取られております。

次に、県ホームページからヘルメットの着用状況を調査してみますと、場所は県内32か所、それも県事務所と警察署の前、非常にかぶらないと通りにくいような場所ですよ、そこを朝7時半から1時間の定点調査をした結果が出ております。いわゆる通勤通学を狙ったということですね。そこにおいてもこのような数字です。

第1回目が令和4年9月、着用率は17.6%、第2回がそれから3か月後、4年11月、着用率は19.8%となり、第3回目の令和5年、今年の2月の着用率は23.8%、大体4人に1人がかぶるようになった。結局はこの呼びかけが徐々に効果が現れたとなっています。

さらに、着用率アップのために、県内市町村では自転車ヘルメット購入助成制度と各種講座などを組み合わせ、事故ゼロを目指す取組が始まっています。金額や条件は各自治体によって異なるものの、数千円程度の支給がされているようです。例えば、県を見てください。3つございますが、揖斐川町の自転車乗車用ヘルメット購入費助成金は、全年齢を対象として自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を助成しますとして始められました。内容をご紹介します3項目です。1つ目、補助対象者は揖斐川町の住民基本台帳に記載されている人、まあそうでしょうね。2つ目、補助対象となるヘルメットは安全基準の認証を受けている製品であること、そして新品であること、この自転車乗車用ヘルメット、またここに細かく安全基準の認証を受けている製品で認めるものとして5つ例示されているおります。1つ目はSGマーク、一般財団法人製品安全協会の安全認証。2つ目がJCF、公益財団法人日本自転車競技連盟の安全認証、ほかにCE、欧州連合の欧州委員会、GS、これはドイツ製品安全法、CPS C、これは米穀消費者製品安全委員会の安全認証マーク、これらのマークをつけたものに限るとなっています。ヨーロッパで盛んな、ヨーロッパのほうから自転車を買われる方、こういった部品買われる方も日本には非常に多いので、そういったところで配慮した規定だとは思いますが。そして3つ目、補助金額は、自転車乗車用ヘルメットを購入した費用の2分の1、100円未満は切り捨てです。使用者1人につき上限2,000円、1個かつ1回までとされています。これが揖斐川町です。

神戸町はほぼ内容です。そして、川辺町は高齢者対象を65歳以上としています。ここが少し変わるところですね。あとはほぼ同じです。認証マーク等も全部同じです。全国他地域の金額や条件を調べてみると、やはり条件は各自治体で多少は異なるものの、大幅に数千程度の支給というのが多いようです。

したがって、岐南町においても自転車ヘルメット購入助成制度を早期に創設されたいと提言いたします。

事故はまさにまさかの坂です。いつ何時来るのか一瞬の出来事です。人命にかかわる出来事です。100人に補助しても20万円程度と少額な予算規模で即実行可能です。ヘルメットで助かった、命拾った喜びの町民、そんな岐南町にしませんかという提言であります。よろしくお考えをお聞かせください。

以上です。

そこで、特にお尋ねしたいことが4点ございますので、申し上げます。

まず1つ目は、当町の自転車保有台数をお聞きします。

2つ目は、当町の自転車事故の発生件数、ヘルメット数をお聞きします。

それから3つ目、当町の児童、中学生、老人会等における安全講習の実際をお聞きします。

4つ目、ヘルメット購入助成制度を実施されたい。

以上であります。

○議長（後藤友紀君） 安田 悟 土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 櫻井議員の1項目めのご質問、自転車ヘルメット購入助成制度を創設されたいについての1番目、当町の自転車保有台数を聞くについてお答えいたします。

自転車は自動車や原動機付き自転車のように、標識いわゆるナンバープレートが交付されないことから、正確な自転車保有台数の把握は困難であります。一般財団法人自転車産業振興協会が公表しております2021年度自転車保有並びに使用実態に関する調査報告書によりますと、推計値となりますが、岐阜県における令和3年の1世帯当たりの自転車保有台数は1.087台となっております。令和5年4月1日時点の岐南町の世帯数は1万1,516世帯でありますことから、本町の自転車保有台数は単純計算で1万3,000台ほどとなります。

一般的に鉄道が発達した地域では自転車が多く利用され、一方で自動車が多く利用される地域では自転車の利用が少ない傾向がございます。例を挙げますと、お隣、愛知県の1世帯当たりの自転車保有台数は1.165台であります。岐阜県より高い数字となっております。

本町の鉄道駅は名鉄岐南駅のみであり、一部の地域で公共交通機関を利用しにくい地域が存在することから、移動に当たっては自動車が多く利用される傾向にございます。一方で、若い世代の転入により子供が増えており、その移動手段として自転車が多く利用されている実態を鑑みますと、本町の自転車保有台数はおおむね推計値に近いと推察されます。

続きまして、2番目の当町の自転車事故発生数を聞くについてお答えいたします。

岐阜県警察本部の公表資料であります市町村別交通事故発生状況によりますと、令和4年の1年間で本町において発生した自転車乗用中の被害としましては、死者数0人、負傷者数8人であり、いずれもヘルメット非着用であったとのことです。なお、令和5年1月から4月末までの4か月間の死者数は0人、負傷者数は1人、こちらもヘルメット非着用でございました。

また、令和4年の自転車の交通事故状況によりますと、岐阜県内の自転車事故について、自転車乗用中の死者数は11人で10人が高齢者。子供や高齢者は自宅から1キロ以内での被害が半数以上、昼間の事故が約8割を占め、朝夕の時間帯に多い。信号機のない交差点での出会い頭事故の発生が多い。自転車の91.4%に事故原因、法令違反でございますが、ありと分析されております。

町といたしましても、これらの傾向を踏まえ、効果的な交通安全に資する取組を進めてまいります。

続きまして3番目、当町の児童、小中学生、老人会等における安全講習の実際を聞くについてお答えいたします。

本町では小学校入学前の子供につきましては、各保育園に対し交通安全講習を案内しており、小学生に対しましては、保護者と連携した自転車の整備点検や、DVDなどを活用した自転車の乗り方指導を実施しております。中学生では4月の初めに全校生徒に向けた校内放送による安全教室のほか、交通安全に関するパンフレットやチラシの配布を実施しております。

また、高齢者に対しましては、岐阜県交通安全対策協議会において令和4年高齢歩行者・自転車対策重点地域に本町が指定されました。これにより岐阜羽島警察署と連携し、高齢者の交通事故防止に特化した交通講話、交差点における危険予知や、死角となるところからの自転車の飛び出し等についてシミュレーターを活用した体験講習等を実施したところでございます。引き続き、保護者、PTA、岐阜羽島警察署と連携し、交通安全に関する教育を進めてまいります。

続きまして4番目、ヘルメット購入助成制度を実施されたいについてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、令和4年4月1日に岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、同年10月1日にはヘルメットの着用努力義務が施行されております。また、本年4月には改正道路交通法が施行され、これまで13歳未満の子供が自転車に乗るときは保護者に対し子供にヘルメットをかぶらせるよう努力義務が定められておりましたが、今回の改正により自転車を運転する全員がヘルメットをかぶるよう努めなければならないと規定されました。

このようなことから自転車乗車時におけるヘルメット着用率の向上に向けた取組の促進は行政においても重要であり、ヘルメットの購入助成制度を設けることはその一つ的手段として一定の効果があると考えております。一方で、助成制度の導入となりますと、対象者の設定、今回の法改正に合わせてヘルメットを既に購入された方、またそれ以前にヘルメットを購入された方についての取扱い、ヘルメット耐用年数等、適正で公平な助成の在り方について、これらの課題を分析した上で取り組む必要がございます。

つきましては、今後の岐阜県からの支援内容、他市町村の動向などを注視し、ヘルメットの購入助成制度の導入について研究を進めるとともに、引き続きチラシや広報紙、ホームページ、SNS等様々な媒体を活用し、自転車乗車時のヘルメット着用が促進されるよう周知啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長に許可いただきましたので、再質問に入らせていただきます。

実は今回のこの一般質問において、同僚議員9人が一般質問され、そのうちの3名がこの補助をやってほしいという訴えをされました。それに対して昨日の木下議員、松原議員の同質問に対して、いとも簡単に切り捨て答弁をされております。岐阜県は県内のヘルメット助成制度を実施市町村に対し半額の間接補助案を議員団が要請していましたが、保留とされました。聞いてみました。財政規模が少額なため、それはそうですよね、100人に補助しても20万で済むんですから。このため少額なため、県がわざわざ間接補助するまでなし、それより広報とかそういった実際面でもって違う活動をするというようなお考えのようではありますが、はっきりは聞いておりません。しかし、結論としては、そこで感じたのは幾ら待っても県補助はないなど、つけられないなと思いました。よって、各市町村の独自の補助となり、岐南町の町民の立場に立つての決断、決定が求められているのです。

昨日も今日もやる気のない、他市町村の動向を注視し研究に努める、全くいつもの

お断り文句だと私は思っております。こんなご答弁がまた使われました。この答弁後、実行された事例はまずほとんどございません。そこで、全く自主性、独自性がありません。この機会に740万の第三者委員会の弁護士費用をぽんと出しましたよ。否決はされましたけれども、2,300万円による補助金案がいつも簡単に今回の補正なんか出てまいりました。これだけの高額のものが出てもかかわらず、数十万の予算をいつものお断り文句で切り捨てられる、これに納得できません。

それから、対象者の設定、既にお買われた方との整合性等のやらない理屈を述べられていましたが、私には下手な言い訳にしか聞こえていません。ヘルメットの耐用年数は3年です。新品でも一度強い衝撃を受けたヘルメットはその後使えません。したがって、買換えが頻繁になります。1回買えば一生使える、何十年使えるものではありません。買ったのが早いか遅いかだけです。したがって、公平性は担保されていると十分思っております。補正で手当していただくなど、再度お聞きします。いかがでしょうか。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 安田 悟 土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 櫻井議員さんの再質問についてお答えいたします。

先ほどの答弁でも述べさせていただきましたが、自転車用ヘルメットの着用は重傷、死亡事故を減らす上で大変重要であると認識しております。法改正に合わせ既に購入された方の取扱いもございしますが、促進するためにいち早く導入すべきとの議員からの強いご要望もございしますので、それを踏まえ十分考慮、精査させていただきます。

なお、補正予算対応とのことですが、その他補助金との整合、制度設計作業もございしますので、現時点で具体的な導入事項につきましてはお示しできません。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） ただいまの答弁ちょうだいいたしまして心強く思いました。ぜひその方向でなるべく早く、1人でも犠牲者が出る前に対応していただければと切に願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では2つ目、岐南町ハラスメントの防止等に関する規程と関係者研修等を問うについてお尋ねいたします。

今回このハラスメントについて、9人のうち7人されるんですね。もう耳タコというか、失礼な言い方ですけど、それぐらい重なって、質問が何度も何度もされた。ということは、それだけ議員としての個人の責任ということも感じてみえるし、町民の大きな怒りというか、残念さとか、そういったものをひしひしと自分に向かってきた

ということに対して、議員としてどのように対応すべきかというようなことをお考えになられて、同じ問題を何度も皆さんそれぞれされるんだと思います。

そこで、私もそのとおりであります。町民から多くいただきました。今回の各種報道のうち、被害女性の結局は何も変わらなかったと、無力感しかないとの感想が載せられています。若い職員が勇気を持って訴えられたにもかかわらず、町幹部職員はまずご自分の身の処し方からご検討、対処されたものではないと私は深く信じております。しかし、結果は当初の絶望感あふれる言葉となって、現在にぎわいを醸し出しています。

最も先進的な解決方法を率先する立場にある公的機関が、であるがために包み隠そうとしたのか、押さえ込もうとしたのか、現在のところ最も悪く、またぶざまな姿を全国にさらす結果となっています。このようなムードを形成させてきた私たち議員も大いに反省すべきことであると考えております。

したがって、職員と議員一体となり町民のために働く人のための職場環境とせねばなりません。そのためには騒動の内容をまずできるだけ正確に把握することが重要です。そこで以下お尋ねいたします。皆さん方と今までと同様なものも入ってきますが、よろしくお願ひいたします。

まず1点目、週刊文春の事案はこの規程に基づきどのように対処されたのか、また関係者等研修はどのようなものであったのかについてであります。したがって、2018年に定めたハラスメント防止規程の詳細内容をお聞きします。

そして、まず大事な被害職員のその後と今後の対処方をどのようにされるのか、その辺もお聞かせください。

そして、2項目めに入ります。次にもう1項目、岐南町ハラスメント防止に関する規程の改訂についてお聞きします。

ハラスメント撲滅のために取り組むことは、2020年6月1日付、職場におけるハラスメント防止対策として大きく3項目、これはセクシャルハラスメント、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント等、特にこの3項目が強化され、事業主の義務となりました。厚生労働省が発行している職場のパワーハラスメント対策取組好例集によると、以下のような取組が列記されております。

ハラスメント防止方針を策定せよ、ハラスメント防止に関する研修を実施せよ、ハラスメント相談窓口を設置せよ、ハラスメントに関する通報、相談への対応体制を整備しなさい、また役場は職員に対してハラスメントを行わないよう周知徹底することも重要だとされ、以上のような取組を行うことでハラスメントを未然に防ぎ、職場環境を改善することが求められています。

しかし、これらの各種資料を見てみると、どれも従業員の上下関係の間柄で不道德な経営者本人の場合が列記されておりません。対象となっていません。実際は経営者のハラスメント事案もかなり見受けられるのが現実です。ましてや、公的機関の首長に関しては全くありません。よって、当町におけるハラスメント事案の解決が難しいものとなっています。今回利用された規程なるものは、岐南町ハラスメントの防止等に関する規程、平成30年11月29日付の訓令乙第7号となっています。訓令、いわば町長から職員に対する職務命令文。これでは副町長もお困りだったでしょう。

そこでお尋ねいたします。この規程をもう少し対象範囲を広げた条例等に改正する必要があると考えますが、その考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） 櫻井議員の2項目め、岐南町ハラスメントの防止等に関する規程と関係者研修等を問うの1番目のご質問、週刊文春事案は規程でどのように対処されたのか、また関係者研修についてお答えをいたします。

平成30年に制定されました岐南町ハラスメント防止等に関する規程は、全ての職員が個人として尊重され、快適に働くことができる環境を確保するために、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどハラスメント行為の防止及び排除のための措置や、それに起因する問題が生じた場合に対応するための措置に関する内容が規定されております。

具体的にはハラスメントに関する苦情の申出や相談が職員からなされた場合に対応するため、総務課に相談員として男性職員2名女性職員2名計4名を配置いたします。対応した相談員は相談記録簿によりその内容を記録し、その状況等から判断して必要な場合は、私を初めとする幹部職員をもってハラスメント防止委員会に処理を依頼いたします。委員会の委員及び相談員はプライバシー保護を徹底し、相談者が不利益な取扱いを受けないように留意しながら調査に当たります。調査の結果、ハラスメントの事実が確認されたときは町長に報告し、当該職員及びその所属長に対して懲戒処分等を行います。以上がハラスメント防止等に関する規程に基づく対応となります。

令和2年に小島町長が女性職員の頭に触れた行為に関しましては、当時の副町長から口頭での進言が行われましたが、それらに関する相談記録は残っておりません。なお、この事案については、岐南町ハラスメントの防止等に関する規程では対応できない部分もあることから、この規程に基づく処理が行われませんでした。

当該職員へのその後の対応といたしましては、相談員のほうから再び何かあったらすぐに報告するよう声かけと継続的なフォローをいたしております。

また、議員ご質問の週刊誌の記事に記載されている事案に関しましては、この規程に基づき指名された相談員やその他の職員、上司などに相談があったとは聞いておりません。しかしながら、記事には役場上層部は何も行動を起こしてくれないとの趣旨の内容もあることから、今後予定されております第三者調査委員会による調査において、ハラスメントの事実の確認に加えて相談の有無や対応があったかどうかの事実確認を明らかにしてまいりたいと考えております。

職員の研修につきましては、令和3年8月6日及び20日の日に係長以上を対象としたハラスメントに関する研修が行われました。講師はハラスメント研修実績の多くを持つ民間事業者により庁舎内で行われ、その内容はハラスメントの種類や定義、パワハラと指導の違い、ハラスメントへの対処などについてでございました。この研修の参加者は延べ51名であります。

また、令和5年2月13日には町長を含む課長以上の管理職を対象とした弁護士によるコンプライアンス研修が庁舎内で行われ、地方公務員としての法令遵守に関する内容を広く研修し、29人が受講いたしました。その研修の一部にはセクハラやパワハラの定義や具体的事例、セクハラが起きる原因やその背景、ハラスメントの予防や対応についても含まれておりました。

続きまして、2番目のご質問、対象等を広めた規程に改定する必要性についてお答えいたします。

現在のハラスメントの防止等に関する規程では対応できない部分があり、私も改正の必要性を強く感じております。この規程の改正に当たりましては、第三者調査委員会での再発防止策を参考にすることはもちろん、例えば性別や年齢別を考慮した構成員でのプロジェクトチームをつくって、そこで改正案を検討するといったことも考えてまいりたいと思っております。

そうしたことから、今後ハラスメント事案が発生した際に、被害に遭った職員が安心して相談できる窓口を設置し、職員の秘匿を守りつつ、速やかに事案の処理を行うことができる仕組みを検討してまいりたいと考えております。具体的には、事案の対象者を一般職の職員に加えて特別職の職員や議員にも対応できる規程への改正、さらには全ての職員を対象とする条例化も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

また、これらのルール改正に加え、独立した第三者への相談窓口を含む複数の相談窓口の設置やハラスメントの防止研修の強化、相談手続の周知なども併せて行うことで、職員が組織全体から守られていると感じ、安心して報告できる環境を整備したいと考えております。

いずれにいたしましても、今後設置予定の第三者調査委員会での事実認定の報告や再発防止策などの提言を踏まえて、二度とハラスメントが起きない、起こさせない職場となるよう対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長の許可をいただきましたので、再質問させていただきます。これは全て小島町長に対してご答弁いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

首長、いわゆる町長のことですね。首長に求められるものについては千葉大学教授あるいは東京大学名誉教授の大森 彌先生が2004年に執筆された小論を参考にさせていただきます。大森教授はこのようにおっしゃってみえます。首長は3つの能力が問われると説きます。1つ目は決定の能力であり、自らを常に大局的判断できる立場に置いておく自律的なマネジメント力。2つ目は覚悟と責任であります。覚悟と責任であり、首長職は常に責任を問われる職務であるため、覚悟を持ち責任を果たすことだ。3つ目はコミュニケーション能力であり、首長は市民や職員とのコミュニケーションを通じて信頼関係を築き、市民の信頼を得ることとされ、さらに自己抑制、自己規律が不可欠だと言われておりました。

まとめますと、よって首長は自己抑制、自己規律を持ち、覚悟を持ち責任を果たす能力と町民や職員とのコミュニケーションを通じて信頼関係を築き、町民の信頼を得る人なのです。大森教授の言葉をよくかみ締めてご回答いただければありがたいと思います。

最初に、岐南町ハラスメントの防止等に関する規程、平成30年11月29日訓令乙第7号令和4年1月1日施行について2点お尋ねいたします。

このご自分の発した訓令、前町長であるかも分かりませんが、町長訓令ですね、この内容をどのようにお読みになり、また理解されていましたか、お聞かせください。

2つ目、この中にある第8条の委員会の設置は全くお考えになりませんでしたか。またなぜですか。この8条があればかなり進んだと思って、あえて質問させていただきます。

そして、2つ目になりますが、ハラスメントとは相手の意に反する行為によって不快にさせたり、相手の人間としての尊厳を傷つけたり脅したりすること。いわば嫌がらせ、いじめと同等の意味を持つ行為です。たとえ相手を傷つける、いじめるという意図がなくても、相手が不快な感情を抱けばハラスメントは成立します。今や常識です。町長のお考えをお聞かせください。

そして3つ目、嫌だやめてくださいと言えない職員に、言ってくればいいのにと  
思いをはせることなく、また再度行為に及んだのは、繰り返されたのはどういうこと  
ですか。お聞きします。

そして4つ目、今回の騒動の元は町長と町長以外の人々、私どもと認識、意識の違  
いの差です。要は錯誤です、いわゆる。町長のさきのテレビ放映を見た町長以外の人  
々は、ハラスメントを認めて町長は謝罪されたイコール即辞職と判断。私もそう思い  
ました。まだこの点についてご理解いただけないのでしょうか。その点をお尋ねいた  
します。

そして最後、5つ目です。第三者委員会の最終報告であっても、事が明白になれば  
自らの辞任決断をされますか。あくまでも最終報告、これは早くても2月とか3月と  
かなり長い先のことを言っていますね。その最終報告を待たれての判断ですか。あ  
るいはもうここと思ったら、その点でおやめになられるのか。その辺どのようなお考  
えを今お持ちなのか、再度お尋ねいたします。よろしくご答弁いただきたい。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 櫻井議員の質問に答弁いたします。

1番目の1項目目の再質問ですが、岐南町のハラスメントの防止等に関する規程は、  
全ての職員が個人として尊重され、快適に働くことができる環境を確保するために、  
ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントの起因する問題が生じ  
た場合に対応するための措置について規定しております。これは言い換えれば、職員  
同士が人格を認め合い、人権を尊重し合い、職員の労働意欲や職場全体の生産性の低  
下を防ぐために規定されたものと理解しております。

続きまして、1番目の2項目目の再質問についてお答えいたします。

規程第7条は総務課に配置された相談員がハラスメントに関する苦情、相談を受け、  
その内容や状況から判断して、必要と認めるときは規程第8条に定めるハラスメント  
防止委員会に処理を依頼することとなっております。今回は相談記録がなく、口頭  
による提言であったことから、本規程による運用に沿わない対応ということで、ハラ  
スメント防止委員会の設置には至りませんでした。

続きまして、2番目の再質問についてお答えします。

これまで何度もお答えしておりますが、私の信条としましては、職員が何を考え、  
どんな悩みを持っているのか、それを把握するためにできるだけ多くの職員と対話を  
図ってまいりました。頭に触れる行為については、残業している職員への激励や感謝  
の気持ちを込めてでありました。また、手に触れる行為等については、身だしなみの  
指導の一環として行ったものであります。これはネイルが非常に派手であった、これ

は住民の前に出すような手ではないということであります。これが結果として職員に不快感を与えてしまったことについては、ハラスメント事案を管理監督する立場として認識が甘く、私の不徳のいたすところであると考えております。

続きまして、3番目の質問についてお答えいたします。

繰り返しになりますが、本当に残業している職員に対して激励や感謝の気持ちの表れであり、身だしなみは公務員としての自覚を持ってほしい、そう願っての指導でありました。

続きまして、4番目の質問であります。自分の去就については第三者調査委員会の事実認定がされた時点で判断いたしたいと考えております。やはり何度も答えておりますが、一方的なことでありますので、私の意見も聞いていただいていたいただきたい。認めるところは認めておりますが、それ以外のことも含めて、町民の皆さん方には申し訳ありませんが、私の家族、一族の名誉のためにもこれは払拭しなければならない事案もありますので、第三者委員会の事実認定に基づいて結論出したいと思っております。

そして5番目、第三者委員会の最終報告を待たずして、あるいは最後まで結論出すのかどうかとありますが、急ぐ必要があるんですかね。私の言い分を聞いてほしいというそういう願いであります。何度も言っています。私の言い分なしで、文春の言葉だけで片づけるんですか。やはり私の言い分も聞いていただいた上で、それはそれで白、灰色、黒となれば、その時点で判断しますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長に再々質問を許可いただきましたので、させていただきます。3つございます。

まあ町長も孫を持つ、女の子です。私も一緒です。孫に何だそれ、私がもしも立場なら、こんなひどいことはありません。そのことを思うと、町長の心中やいかばかりということで、その辺は察しますが、それだけに清い英断をお願いしたいと思っております。意見の相違というか意思の相違というか、こういうところ。

そして、今一つ大事なことをおっしゃられたんです。急ぐ必要があるのかというふうに言われました。私ども議員、多分ほとんどは急いでいる。今、町長がとてもじゃないですけど、この庁舎の中の職員の人心を掌握しているのか、信頼性を持っているのか。町長を中心にして物事を一緒に対応しよう、そして町民のため、町のために、将来のために精いっぱい働こう。町長さえ抱いていれば大丈夫なんだ、向かって行こうという、そういったことがあるのかなど。それがなければだめですよということで申し上げているのですが。

それから、これは今から申し上げる2つのことは、これは私の質問じゃなくて、確認ということでさせていただきます。

1つは、昨日の長谷川議員の質問に、第三者委員会の費用はどうされるんですか、全額公費ですかという答弁に対して、全額公費だと答弁されました。それで終わりました。しかし、別の日には応分の負担をするとはっきりと私どもは聞いております。されるのかされないのか、その点をお聞かせください。

それからもう一つ、これは先ほど午前中も渡邊議員の質問の中で、渡邊議員すごいこと言われましたよね。町長と同じことを男性職員がしたらどうするんですか。この言われる岐南町ハラスメント防止等に関する規程、これによって町長は厳粛に処罰するとおっしゃった。職員が厳罰であって、町長は俺の話聞いてくれて通るのかということですね。その点をあの渡邊議員にお答えになられたお言葉、思いというのは本物でしょうか。再度お尋ねいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 櫻井議員の再々質問にお答えいたします。

5つほど挙げられましたが、ダブったやつがたくさんありますが、清い英断と3番目、4番目に言われたのはほとんど同じかなと思っています。先ほども申しましたとおり、やめれるものなら私もやめたいんです。このままやめたらどうなるんですか。そういうことを考えてください。私もこの前言ったでしょう。町民に迷惑かかることは確かです。これは本当に言い訳のできないことでありますが、その後のこと、だから私の意見も聞いていただいて、その上で判断してもらおうということなんです。

職員に信頼性があるかないか、私は常に職員に対して相談があればどんなことでも乗っておりますよ。私的なことも公務のことであっても、私は逃げません。どんなときでも私はいつでも責任取りますと言ってます。職員が何かやっても、最終責任は町長の責任であると言っています。その代わり、自分で怠けたことで責任を負えといってもこれはだめですよ。一生懸命の結果ならばこれは最終的には町長にあると、常日ごろ幹部の前でも言っております。相談に来た職員に対しても、何かあっても町長たる私に責任あるから、しっかりやってくださいと常に言っております。

本当に先ほど3つほど並べられましたが、本当に全部思い当たる節があります。大森 彌先生の。で、手法が間違えたのかも分かりませんが、本当に頭触ってしまったということは本当に僕らの年代では許されたんですが、もうだめだということでありましたので、これは何回でも謝っております。

第三者委員会の費用負担どうするのかということですが、これはそのときに

なって考えます。応分の負担するかどうかという話でしょう。そのときになって考えます。今ではまだ言えません。そういうことです。

町長と同じことを男性職員がしたら厳罰して、町長はどうする。私はこれ周知のとおり、皆さんから十字砲火浴びています。その中で頑張っているんです。自分のためにこれは。だから、男性職員に対しては規定どおり、私は知らない人からも当然言われますが、本当に……

○議長（後藤友紀君） 静粛をお願いします。

○町長（小島英雄君） 本当に注意してくださいよ。いつも邪魔するし。

○議長（後藤友紀君） 暫時休憩します。

午後1時53分 休憩

午後1時54分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開します。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） ということで、職員は規定どおり行います。私に対しては、やはり町民、県民、全国の人からも様々な意見があったと思いますが、これに対して真摯に対応しておりますので、本当に先ほど言いましたが、十字砲火浴びていますので、その辺のところを察していただければと思っています。よろしく。

○議長（後藤友紀君） ここで暫時休憩いたします。14時10分から再開いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 2番議員、村山でございます。議長のお許しをいただきましたので、大きく4つの項目について分割質問させていただきます。

まず初めに、町として目指すべき地域包括ケアシステムについてお伺いいたします。

地域包括ケアは重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう高齢者に焦点を当てて取り組まれています。しかし、地域社会においては認知症や様々な障害を持つ高齢者への介護にとどまらず、病気を抱えながらの療養、育児困難、失業、貧困、虐待やドメスティックバイオレンスなど様々な年代の人々が多様な生活課題を抱えながら生活をしています。そのため、高齢者のみでなく、誰もが住み慣れた地域で生活できるよう、保健、医療、

福祉に関わる様々な機関、組織、専門家が共に共同しながら支え合う多職種連携が重要となります。このような背景の中、医療と介護を必要とする人々に市町村が中心となって各関係機関が連携して支援できるように2015年に在宅医療・介護連携推進事業が制度化されました。2018年4月には全ての市町村で実施されるようになりました。町として目指すべき地域包括ケアシステムについてご質問いたします。

1つ目、地域包括支援センターの利用状況についてお伺いいたします。

地域包括支援センターは、介護保険法第115条の46第1項により、市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などを配置して、町民の健康の保持、及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上、及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であると定められております。

主な業務は、介護予防業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務であります。高齢化社会において地域包括支援センターの役割は重要であり、またより一層多忙になると思われれます。利用状況の詳細についてお伺いいたします。

2つ目、地域包括ケアシステムでどんな町を目指していくのか、お伺いいたします。

町民ニーズの把握や、町には何が不足しているのか、福祉サービスや地域資源の有効利用ができていのかなどを検討し、町としての地域包括ケアシステムを構築しなければなりません。町の実情に応じた取組を進めることが重要であります。町のお考えをお伺いいたします。

3つ目、地域包括支援センターについて。

各市町村が設置主体となり直接運営しているケースと、委託され運営しているケースがあります。その割合は各市町村運営が約2割、委託が約8割となっております。行財政改革の一つとして民間に委託して効率化を考えてみてはどうか、お伺いいたします。

4つ目、サブセンター設置についてお伺いいたします。

人口2万人から3万人の日常生活圏域、いわゆる一般的に中学校区域であります。これを一つの地域包括支援センターが担当しています。サブセンターを設置するなりして高齢化社会に即した対応をすることで、きめ細かくスムーズに町民ニーズに応えられると思います。町のお考えをお伺いいたします。

5つ目、在宅介護連携推進事業についてお伺いいたします。

超高齢化社会にある日本では、今後65歳以上の認知症高齢者が増加していくことが懸念されております。その中で世帯主が65歳以上の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加していくことも予想されております。当然介護や医療を受ける人の割合は増加してい

きます。そのような中、訪問診療を提供している医療機関数は十分であるとは言えません。また、連携も十分に取られているとも思えません。今後、地域の医療機関と緊密に連携しながら連携体制の構築を推進することが望まれます。町の取組について伺います。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 村山議員の1項目め、町として目指すべき地域包括ケアシステムに関する大きく5つのご質問をいただきました。

まず、1番目のご質問、地域包括支援センターの利用状況についてお答えいたします。

地域包括支援センターにおけます令和4年度の相談対応等の実績であります、8050問題やひきこもりなど、処遇困難世帯の対応が671件、介護や高齢福祉など福祉サービスに関する相談が648件、ケアマネジャーに対する個別指導や相談が583件、高齢者宅への訪問など生活実態把握が554件、健康や病気などに関する相談が102件のほか、権利擁護や成年後見に関する相談など延べ2,998件の事案に対応してまいりました。

同センターに寄せられます相談件数の増加に伴い、経済的困窮、虐待、精神障害、認知症、家庭問題など深刻な問題を抱えた事案が目立っております。例えば、虐待事案については、令和2年度には0件でありましたが、令和3年度は軽微なものを含めると10件、令和4年度は23件と年々増加しております。相談件数の増加は町民からの信頼と期待の現れでもあると重く受け止めており、どんな小さな問題も見逃さず、相談者と真摯に向き合いながら最善の解決策に導けるよう努めているところでございます。

次に、2番目の地域包括ケアシステムでどのような町を目指していくのかについてお答えいたします。

第8期岐南町高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、みんなが健やかに楽しく暮らせるまち（100歳まで健康不安なく過ごせる医療・介護連携）を基本理念とし、その実現に向け令和3年度からの3年間、各種施策に取り組んでおります。

そこで、ご質問の町民ニーズの把握、あるいは本町に不足しているものについてありますが、令和6年度から3年間を計画期間とする第9期岐南町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、本年2月に無作為に抽出した高齢者1,600名、在宅の要介護認定者411名、ケアマネジャー27名にアンケート調査を実施いたしました。現在、調査結果の詳細分析を行っているところであり、調査結果を取りまとめ次第、

外部の委員からなる計画策定委員会にて町民ニーズや町の課題の洗い出し等について議論を重ねていく予定でございます。

さらに、今年度策定を進めております第4期間岐南町地域福祉計画におきましても、来月3日に民生委員や自治会、福祉活動団体等によるワークショップを開催し、独居高齢者の見守りや認知症高齢者の支援など、地域の福祉課題をテーマに話し合う予定であり、第9期高齢・介護計画の課題との共有を図ってまいります。

地域包括ケアシステムは、高齢者の誰もが要介護や認知症となっても住み慣れた地域の中で自分らしい暮らしが維持できる環境を構築する制度であります。特に、コロナ禍で失われた地域における住民同士の支え合いや見守り体制の再構築は喫緊の課題であり、高齢者を地域で孤立させず、社会とのつながりを絶やさない取組が必要であります。

高齢者へのアンケートの中のご意見にもございましたが、地域サークルの健康づくりや文化活動への参加、良好なご近所付き合い、病院や介護が身近な環境にある暮らしなどが生涯維持できる環境を目指してまいります。したがって、医療や介護、住まい、生活支援、介護予防等の確保、またボランティア組織や民生委員、ケアマネジャーなどと緊密に連携し、高齢者の心身状況や生活実態に即したサービスを組み合わせさせていただきます。

続きまして、3番目のご質問、地域包括支援センターについてお答えいたします。

平成17年度にスタートした地域包括支援センターは、令和4年4月末現在で全国に5,404か所設置されており、民間法人等への運営委託は8割、残りの2割が自治体の直営でございます。県内でも96か所あるセンターのうち民間委託は68か所、自治体直営が28か所と、民間委託が約7割を占めており、周辺の岐阜圏域では本町と北方町のみが直営であります。

自治体の直営による主なメリットといたしまして、国や町の重要施策や各種事業の周知徹底が容易であること、処遇困難事例の対応時に関係各課と円滑に連携できること、虐待事案の際、町職員の立入調査権が行使できることなどがございます。

一方、デメリットとしては、職員の異動により専門性や経験の蓄積が限定的であること、介護や医療など民間事業者と比べて即応性に欠けること、夜間や休日などの相談対応やサービス提供が困難であるなどが挙げられます。すなわち民間委託のメリットとデメリットはこの裏返しであると言えます。

高齢者数や複雑多岐にわたる福祉課題が増加する中、相談者が抱える福祉課題に対し高い専門性の下、迅速かつきめ細やかに対応できる柔軟性が求められます。また、本町が目指す地域ケアシステムの実現のためには、高齢者にとって最も身近な存在で

ある地域包括支援センターがコーディネート機能を発揮し、多職種連携の下、地域資源の創造や人材発掘、住民同士の支え合いづくりなど中核を担う必要があります。

議員ご提案の地域包括支援センターの民営化につきましては、直営、民間委託それぞれの長所短所を踏まえた今後の課題とし、町民にとって最善な運営方法を視野に入れ研究してまいります。

次に、4番目のご質問、サブセンターの設置についてお答えいたします。

介護保険第115条に基づく地域包括支援センターの目的は、先ほど議員ご説明のとおりでございますが、介護予防マネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメントの4種類であります。そして、地域包括支援センターの本部機能を補完する役割としてこれら4種類に関する相談窓口を設け、同センター本部への橋渡しのみを行うランチ、また同センター本部の支所的な位置づけとして本部と同じ機能を有するサブセンターの設置が認められております。全国では1,647か所のランチ、358か所のサブセンターがあり、高齢者や処遇困難事例の増加、あるいは遠隔地など地理的要因に対応するため必要に応じて設置されております。

介護保険法では1つの中学校区に地域包括支援センターを1か所設置する必要があると思いますが、ご参考までに中学校区内の平均世帯数を近隣市町で見ますと、岐阜市が9,190世帯、各務原市が8,250世帯、笠松町の8,622世帯などに対し、本町は1万1,024世帯で、岐阜圏域で最も多くの世帯をカバーしております。

本町では社会福祉協議会やケアマネジャー、民生委員や自治会等が高齢者の身近な存在として地域包括支援センターへの情報提供や橋渡しを担っていただいております。それを受けて随時同センターの職員が家庭訪問やケース検討会議等を行っており、現状では高齢者の生活課題に対応できております。しかしながら、単身高齢者世帯の増加や核家族化、福祉ニーズの多様化、都市化に伴う共助精神やコミュニティーの衰退が進む中、早晚地域包括支援センター本体のみで対応することが困難になる状況も考えられます。

したがって、サブセンターの設置につきましては、持続可能な高齢福祉サービスの提供体制を堅持するため、今後の情勢の変化を見定め判断してまいります。

最後に、5番目のご質問、在宅・介護連携推進事業についてお答えします。

平成27年の介護保険法改正に伴い、自治体の責務として在宅医療と介護の連携に取り組むことが義務づけられております。そこで本町では笠松町と共同で羽島郡の医師会や歯科医師会、薬剤師会、岐阜保健所や介護事業所、消防署等で構成された在宅医療介護連携推進協議会を設置し、在宅医療と介護の連携強化を推進してまいりました。同協議会では在宅医療介護連携部会、防災部会、認知症部会の3つの専門部会を設置

し、テーマを決めながら年数回検討会議を開催しております。

例えば、在宅医療介護連携部会で議論され取り組んだ事例では、本町は自宅での看取り、いわゆる病院や施設で人生の最後を迎えることを希望しない方の割合が25.5%と県内1位であります。これは全国平均の15.7%より高い状況であります。そこで人生の最終段階で受ける医療や介護ケア、これを厚生労働省は人生会議と称しておりますが、ご本人やご家族、医療や介護の関係者が事前繰り返し話し合うACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発に取り組んでおります。

また、防災部会では、医療依存度の高い要介護認定者の災害リスクの軽減を図るため、災害時リスク・アセスメントシート、課題・対応策整理票と申します、この導入を進めております。

さらに、地域包括支援センター主催のケアマネ研修会やケアプラン点検及び集団指導、地域密着型グループホーム主催の合同運営推進会議への町職員の参加など、町内介護事業所と顔の見える関係を築きながら介護サービスの最適化に努めております。

そのほか、医療機関や介護事業所の情報を網羅した在宅医療ガイドブック、羽島郡在宅医療サポートセンターのホームページによる情報提供などにも力を入れております。

なお、ご質問いただきました医療機関数の充実度につきましては、地域包括ケアシステムが身近な生活圏で医療、介護環境を目指すことから、2平方キロメートル当たりの在宅医療機関を調べてみましたところ、笠松町は0.8件に対し本町は1.5件であり、訪問診療を含めた在宅医療の環境は一定数確保されているものと考えております。

以上のような取組を通じ、在宅医療及び介護分野における強固な連携体制が図られているものと考えており、今後も岐南町、笠松町の各地域包括支援センターが医療と介護双方のパイプ役となってしっかり機能し、町民の安心・安全な在宅生活を支えてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 福祉部長、ありがとうございました。次もよろしく願いいたします。

それでは2つ目、より一層子育てが充実している町を目指して、質問させていただきます。

令和5年4月1日、子ども基本法が施行され、こども家庭庁が設立されました。国連の児童の権利条約4原則、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を反映した子ども施策に関わる包括的な基本法である子ども基本法が令和4年6月15日

に成立し、子どもの人権の保障が位置づけられました。にもかかわらず、全国の保育施設で園児への暴行や虐待といった不適切な保育が相次いでおります。

こども家庭庁は全国調査を行い、2022年4月から12月の間に保育施設全体では1,316件の不適切な保育が確認され、そのうち虐待が122件ありました。例を申し上げます。静岡県裾野市の認可保育所では去年元保育士3人が園児の足をつかんで宙づりにするなどの虐待をしたとして暴行の疑いで逮捕されました。このうち1人が略式起訴されております。この問題では、市が事態を把握しながら公表まで3か月かかるなど、対応が遅れたことも指摘されております。また、富山市の認定こども園では、園児の両足をつかんで体を引きずるなどの暴行をした疑いで去年12月、20代の元保育士2人が書類送検されております。もう一つ申し上げます。仙台市の認可外保育施設でも保育士が園児に下着の姿のまま食事をさせたり、体を逆さまにして持ち上げたりするなどしたとして、今年1月、市から行政指導を受けております。

民間企業の調査によりますと、女の子、これは小学校1年生を対象にした調査であります。将来どんな職業につきたいかのアンケートでは、2020年まではベスト5に必ず保育士さんが入っておりました。2021年は10位とちょっと下がりました。相変わらず1位は23年連続ケーキ屋さんだそうです。

一概には言えませんが、保育士さんは幼い女の子にとっては憧れの職業であります。先生に優しく接してもらい、うれしい楽しい思い出が将来自分も保育士の職業を目指そうと思ったに違いありません。子供たちの夢のためにも不適切な保育を防止しなければなりません。そこで、3点お伺いいたします。

1つ目、不適切な保育について。

町において不適切な保育の相談があるのかないのか。あるのであれば、事例を示していただき、どのように対処したのかをお伺いいたします。

2つ目、保育士さんの働き方改革について。

保育士さんのより一層働きやすい職場環境をつくってあげるのも監督責任ある町の責務であります。町において保育士さんは不足していませんか。保育現場に余裕を持った人員配置がなされていますか。保育士さんの過度な働き方や処遇改善の問題を精査し、働き方改革の推進がより一層子育ての充実している町を目指す当町において何よりも必要であります。決意をお伺いいたします。

3つ目、子育て世代包括支援センターの役割についてお伺いいたします。

平成29年4月から、母子保健法の改正で子育て世代包括支援センターが市町村に設置されることになりました。子育てに手厚い町を自負する当町にとって、子育て世代包括支援センターの役割は今後ますます需要が増大するでありましょう。子育て世

代の悩み、意見の吸い上げにより一層子育てに充実したまちづくりを目指すための所見をお伺いいたします。

また、さきにも述べましたように、不適切な保育を撲滅するためにも保育の現場で孤軍奮闘されてみえる保育士さんもみえることと思います。上司に悩みを打ち上げることができない方もみえるのではないのでしょうか。保育士さんの相談機関としての役割も子育て世代包括支援センターで取り組んでいくことも重要ではないかと思えます。町のお考えをお伺いいたします。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 村山議員の2項目め、より一層子育てが充実している町を目指してに関する1番目のご質問、不適切保育についてお答えいたします。

昨今、全国で不適切保育に関する事件等が相次いでおりますが、幸い本町では不適切保育の認知や、保護者などからの相談実績はございません。

町内の保育施設では全国保育士会が作成した保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリストを活用し、保育士自ら保育を振り返り、虐待防止や保育の質の向上に日々努めていると伺っております。

子供を守る立場の保育士による体罰や虐待はいかなる理由であれ決して許されるものではありません。しかしながら、虐待などの要因の一つにしつけとの区別の曖昧さがあります。しつけと称し子供を脅したり暴言を浴びせることは子供の人格形成に悪影響を及ぼすことから、これまでもたびたび問題視されてまいりました。そこで、不適切保育の定義や対応方法等を明確化し、保育現場の意識改善を促すため、本年5月、こども家庭庁より保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインが全国の保育施設などに通知されました。さらに、民法改正に伴い保育園や学童保育等の運営において、職員による子供への懲戒権の濫用を禁止するため、関係条例の改正案を今議会に上程させていただいたところでございます。

また、本町では3か月に一度の割合で町長をはじめ福祉部の管理職が出席し、課題協議や情報共有などを目的とした園長会議を開催しておりますので、今後とりわけ不適切保育については必要に応じて助言指導を行ってまいります。

次に、2番目の保育士の働き方改革についてお答えします。

福祉サービスを担う人材の確保は全国的な課題であり、保育の現場でも同様であります。以前保育士等の要請を担う県内大学の教授に話を伺う機会がございましたが、卒業後保育士として就職する学生は3分の1程度で、年々その割合が減少していると嘆いておられました。子供が好きで夢と希望を持って保育士になったものの、仕事の量の割に給料が少ない、残業や持ち帰りの仕事が多い、保護者対応による精神的な悩

みが多いといったネガティブな社会的イメージの定着や先輩保育士の離職率が高いことなどが影響しているものと思われます。

その対策としてこれまでも国による処遇改善手当制度の充実や岐南町独自に保育士確保サポート奨励金、待機児童解消促進事業補助金などを順次創設し、賃金面の改善を図ってきたところでございます。また、保育士の長時間労働の軽減については、保育士業務の補助者や周辺業務の職員を雇用した場合の保育士確保サポート奨励金や保育補助者雇上げ強化事業があり、町内全ての保育施設で同制度が活用されております。

保育業務を担う運営法人も独自の改善策を講じております。例えば社会福祉法人登豊会ではICTシステムを導入し、園児の登降園管理や保護者との連絡メール、庶務会計の支援など業務の効率化や時間外勤務の削減を実現しております。また社会福祉法人豊誠会では早朝保育、延長保育を当番制から専任制にすることで、資料作成や持ち帰り仕事をなくしております。

現在、政府のこどもみらい戦略に盛り込まれている素案では、75年ぶりに保育士の配置基準を見直し、令和6年度より、1歳児の場合子供6人につき保育士1人を5人で1人に、4歳、5歳児では30人につき保育士1人を25人で1人に、また保育士を増員した場合に国の給付金を手厚くするなど、保育士の負担軽減につなげる方針を打ち出しております。

保育士の欠員は現場の負担増大を招くだけでなく、待機児童や不適切保育の発生もつながり、子供やその保護者に直接影響が及ぶおそれもあります。これまで本町では保育士不足によって保育に支承を来す状況は見受けられませんが、様々な支援制度を最大限活用いただくとともに、保育士の斡旋機関である岐阜県保育士・保育所支援センターや運営法人と情報を共有し、保育士確保をしっかりと支援してまいります。

最後に、3番目の子育て世代包括支援センターの役割についてお答えいたします。

岐南町子育て世代包括支援センターは、保育士や臨床心理士、保健師などからなる専門職としての強みを生かし、相談者目線に立った伴走型支援に努めているところであります。子育て世代の増加に伴い相談の需要は年々高まっており、直近3年間では令和2年度が413件、3年度が461件、4年度には514件と増加が続いております。

令和4年度の主な相談内訳は、妊産婦による相談が延べ285件、子供の発達などに関する相談が延べ139件、虐待相談が延べ72件のほか、子育て全般の悩みや配偶者等からの暴力、いわゆるDV被害に関する相談であります。本人からの相談に加え、乳幼児健診、協力機関からの情報提供、保育所や学校、児童委員や医療機関等とのネットワークを最大限に生かし、誰一人取り残さない支援を目指しております。そのためには多くの子育て世代の悩みや不安に寄り添いながらあらゆる相談にワンストップで

対応する必要があります。

特に昨今、産前産後の育児不安、子供の発達不安、経済問題、虐待やDV被害、親族間の不和など、複合的な課題を抱える相談内容が目立つようになり、子育て問題のみならず、家庭全体の支援が必要なケースも少なくありません。虐待やDVによって命の危険にさらされるおそれがある事案などは、子ども相談センターや警察と速やかに連携し、解決すべき優先順位を見定めた上で迅速に対応する体制を整えております。

令和4年の児童福祉法改正により、令和6年度以降は児童福祉と母子保健を併せ持つ子ども家庭センターを自治体ごとに設置し、一体的な家庭支援を実施することとなります。本町では従前より国が目指すセンター機能と役割を担っておりますが、相談者の期待に応えるためには何より課題解決力や対人援助力など、職員の資質向上と体制強化が欠かせないものと考えております。

なお、保育士からの相談につきましても、子育て現場の最前線における悩みや課題の解決により不適切保育や虐待、家庭問題の早期発見や支援に資する場合もございしますので、ご相談をお寄せればいただければと存じます。

いずれにいたしましても、岐南町で子供を産み育てる喜びや安心感が実感できるまちづくりの実現に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） それでは、3項目めの質問に入ります。どうする自治会。

自治会は多くの課題を抱えております。自治会の運営が曲がり角を迎えていると思います。加入率が低下し、高齢化で役員の担い手も不足しております。実情を聞くと、自治会に入っている人も入っていない人も様々な思いがあるようです。コロナ禍で活動が停滞しましたが、特に困らないという声が多く聞かれました。今後、活動が再開するに当たり、活動事業の負担、担い手不足が問題になると思います。生活様式が多様化する今、地域をどのように支えていけばよいのか、課題は山積みしております。在り方検討会等で議論はされてはいますが、速やかな対応が望まれます。地域づくりのために本当に必要なことは何か。高齢化の進展やコロナ禍を経て、自治会だけでなく、行政や関係機関が一丸となって自治会の在り方を問い直す時期が来ているように感じます。2点改革案を提案いたします。

1つ目、加入率の低下による担い手不足について。

集合住宅は未加入者が多く、最近では高齢者の退会も増加しております。そろそろ班長などの順番が回ってくるという時期に退会する例が目立つようであります。また役員の中心は70歳代で、高齢化と固定化が進んでおります。地域コミュニティーの希

薄化が進む今、防災や福祉などの地域のつながりの重要性は増してはいますが、自治会がその受け皿になっていないのが実情であります。こうした課題に対処するために、運営や活動をスリム化する必要があります。例えば、夏祭り、運動会などの親睦事業は、有志活動として自治会からは切り離し、活動費の補助などで協力する。自治会は地域防災と環境整備に力を注ぐなど、自治会として取り組むことと、そうでないことを分ける必要があると思います。自治会への負担が膨らんだ原因の一つが行政機関を初め依頼業務です。ルールがない中、様々な依頼が五月雨式に寄せられ、本来の地域活動を圧迫しております。負担軽減に向けた積極的な取組を求めるものであります。お考えをお伺いいたします。

2つ目、広報紙の配布について。

自治会を通して配布している町の広報紙マイタウンぎなん、議会だより、社協等の広報紙であります。民間の業者によるポスティングに切り替えてはどうか提案させていただきます。

一つ例を申し上げます。神奈川県南足柄市、ここは人口は3万9,896人、世帯数が1万6,596世帯、これは令和5年5月1日現在であります。ここは自治会を通じて配布していた市の広報紙を2022年5月から本格的に民間事業者によるポスティングに切り替えました。ここも以前は自治会の加入世帯だけに配布されていましたが、ポスティングをしたことで全世帯に届けられる上、当然自治会の班長が1軒ずつ配布する負担もなくなりました。広報紙の配布は月1回、ポスティング業者が広告を募り、一緒にチラシを配ることで1軒当たりの単価を下げ、町の経費削減にもつながっているそうです。当初、南足柄市は2022年度の当初予算の試算では年間約700万このポスティングにかかるはずでありましたが、約200万円に収まる見込みだそうです。

町の広報紙の配布をポスティング業者に依頼してはどうでしょうか。例えばポスティング業者への費用は絆づくり交付金を充当してはどうでしょうか。行政機関からの依頼事業を軽減し、自治会の負担軽減に積極的な取組を要望するものであります。ご所見をお伺いいたします。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 村山議員の3項目め、どうする自治会についての1番目のご質問、加入率の低下と担い手不足についてお答えを申し上げます。

自治会とは地域住民間の親睦や結びつきを深めながら、豊かでよりよいまちづくりを目指す自治組織です。地域における諸問題の解決に取り組み、住民の連帯意識向上に努めており、行政といたしましてもまちづくりを協働で進めていく上で欠かせない存在でございます。

議員ご指摘の自治会加入率の低下につきましては、全国共通の課題であります。岐南町の自治会におきましては、平成25年度86.3%に対しまして、令和5年4月1日現在で76.4%とこの10年間で約10%減少いたしております。原因といたしましては、人々の価値観やライフスタイルの多様化、また自治会に加入して活動することが魅力的であると感じていただけていないなど、様々な理由があると思われま。

議員ご説明のとおり、高齢や仕事を理由として役員を引き受けたくない方による退会も主な原因の一つではございますが、このような課題を解決するために自治会連合会役員等と町の行政幹部で構成される自治会在り方検討会を令和3年度より立ち上げ、自治会の存続や負担軽減のための様々な案件を議論、検討いたしてまいりました。ここ2年間で自治会絆づくり交付金の手続の簡素化や敬老会事業の実施主体を自治会から町へ移管、環境美化監視員の任期短縮、防災備蓄品購入見直しと各自治会の防災訓練の実施など、懸案事項の洗い出しから各事業の見直し、ルール改正が実現できており、検討会の目的の一つであります自治会の負担軽減に関しまして成果を上げております。

自治会は一部の人たちによって成立するものではなく、地域住民の多くの皆さんで運営されており、様々な活動を通じて成長、発展していくものでございます。活動が停滞していても困らなかったらそのままでもいいといった意見で自治会活動をおろそかにするのではなく、積極的、活発的な活動によって地域住民相互の交流が図られ、有意義な自治会が育っていくものと考えており、町といたしましても、それらを後押しするため、自治会絆づくりの交付金や自治会サポーターなどで自治会運営への支援を継続して行っております。

議員ご指摘の自治会の運営や活動のスリム化につきましては、自治会によって置かれている状況も異なりますので、町が一律に決定できるものではなく、自治会ごとの活動状況に応じた判断にお任せしなければならないこともございます。自治会が持つ役割は多岐にわたりますが、それらをうまく分業し、円滑な運営をされている自治会もございます。また、スポーツ大会への参加におきましては有志にお任せし、必要経費や入賞祝い金を支給する形でサポートを行う自治会もあると聞き及んでおります。そのような参考となる好事例の調査及び情報共有につきましては、自治会在り方検討会などでも協議をし、必要に応じて実施いたしてまいります。

続きまして、2番目のご質問、広報紙の配布についてお答えを申し上げます。

本町における広報紙の配布方法につきましては、発行する月の前月の25日頃に各自治会の指定された場所に職員が配布し、自治会を通じて自治会加入世帯へ配布いたしております。また、自治会による配布以外として各町民センター、やすらぎ苑、図書

館などの公共施設や町内にある15店舗のコンビニエンスストアにも配布しており、手に取っていただきやすい生活の身近な場所に設置し、住民サービスに努めております。

令和5年4月に総務省行政管理局公共サービス改革推進室が取りまとめた市区町村における民間委託の実施状況等に関する調査の令和4年度調査の結果報告書が公表されました。調査結果によりますと、全国の広報配布方法としては、自治会による配布が73.9%、ポスティングが12.5%、新聞の折り込みが6.9%となっており、さらに自治会の規模別の広報配布方法として、人口50万人以上の人口規模である指定都市では、自治会による配布が38.9%、ポスティングが33.3%、新聞折り込みが16.7%となっており、人口20万人以上の人口規模である中核市では、自治会による配布が56.9%、ポスティングが30.6%、新聞折り込みが6.9%となっており、一方で、指定都市や中核市を除く市町村では、自治会による配布が76.5%、ポスティングが10.8%、新聞折り込みが6.0%となっており、人口規模が小さくなるにつれて自治会配布の割合が多くなり、ポスティングの割合が少なくなる結果となっております。

また、同調査における調査結果のうち、配布方法別メリットについて、複数選択できる回答のうち主なものとして、自治会による配布メリットは、配布費用が68.5%、配布カバー率の高さが62.8%、住民の見守り機能や地域のつながりが61.3%となっており、ポスティングのメリットとして、配布カバー率が75.2%、職員の事務負担が少ないが47.8%となっており、メリットとして配布費用や配布カバー率が挙げられている中で、自治会による配布が住民の見守り機能や地域のつながりも重視されている結果となっております。

これらの調査結果からも議員ご質問のとおり、ポスティングが自治会の負担軽減や全世帯配布の目的を達する手段であると考えられます。しかしながら、配布費用の増加が想定されることと、調査結果による自治会による配布の自由意見として、ポスティングに切り替えることで自治会加入者が減るとということが想定されるという意見もありますことから、自治会加入率の低下も心配されるところでございます。

また、ポスティングに関する費用につきましては、絆づくり交付金を充当するご質問がございましたが、本交付金は自治会の自主的、主体的地域活動の推進を図るとともに、地域のきずなが深まる事業を支援するという考えにより交付していることから、自治会による広報配布が住民の見守り機能や地域のつながりを期待するものである点につきましては、交付金の一部を充当することも考えられるかもしれません。しかしながら、本交付金は自治会の運営において不可欠な経費を賄うためのものであり、全自治会に対して一定の金額を減らすことは自治会の運営に影響を与えることも想定されます。

今後につきましては、国による調査や近隣市町の動向を注視するとともに、自治会による配布とポスティングによるメリットを勘案し、広報紙の配布の役割を意識しながら、広報紙の配布方法について検討するとともに、具体的なご提案ができる場合は自治会の在り方検討会にご提案していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） それでは、4つ目の質問に入ります。

働きやすい職場環境の実現に向けて。

2022年4月にパワーハラスメントについて厚生労働省がパワハラ防止指針を策定し、パワハラの具体的な定義や事業主の雇用管理上の措置等が定められました。また、高嶋直人人事院公務員研修所客員教授による「自治体のハラスメント対策と議会」と題する講義の中で「公務員は民間と違い高い倫理観が求められております。したがって、特化したハラスメント防止対策が必要となります。それは自治体組織の性格や人事管理の実態に即した対策を講じることと同時に、公務員全てがルールに沿った内容の研修を行うことが重要になってくる」と提唱されております。ちなみに、憲法第15条には公務員の中には議員も含まれております。パワーハラスメントのない良好な職場を目指して取組を進めていかなければなりません。そこで2点お伺いいたします。

1つ目、役場に職場の相談を受ける機関をつくってはどのようにでしょうか。

上司に相談だけでは解決も困難でしょう。個人がひとりで悩んで改善を待っていても何もよい方法に向かってはいきません。困っているみんなが手を取り合い声を集めることでようやく改善に結びつくのです。仲間を増やすことが仲間のためになります。職員が管理職、職員、職員相談機関に気軽に意見を言えることで、職場における交渉力の強化が解決につながるのではないのでしょうか。職場団体の設置を強く望みます。

一つ例を挙げます。2月1日に埼玉県朝霧市では、40代課長補佐級職員が部下を30分以上立たせたまま叱責するなどのパワハラ行為を繰り返したとして戒告の懲戒処分になっております。また、2月2日に千葉県市原市では、30代男性職員が先輩の50代男性や後輩の20代男性に顔などを殴ったり威圧的な言動を繰り返し、肉体、精神的な苦痛を与えたとして停職1か月、このようにハラスメントがニュースにて話題になることも多くなっていますが、人事院はハラスメントにおける処分指針を出しており、一番重い処分で免職となるなど、ハラスメントにおける処分も整備されております。職員のハラスメントの理解を深めるためどのような研修などを行っているのでしょうか、お伺いいたします。

2つ目、カスタマーハラスメントについて。

パワハラ対策に加えて一部住民、サービス利用者、我々議員も含め過剰または不当な要求、いわゆるカスタマーハラスメントが顕在化しているのも事実であります。カスタマーハラスメントの被害で強いストレスを受けている職員の方もみえると思います。我々議員も襟を正し、言動や行動により一層の配慮が望まれます。

一つ例を申し上げます。愛知県江南市は令和4年8月19日に、「江南市議会議員から市職員に対するパワーハラスメント等の防止に関する申込書」を市長が議長に申し入れております。ここでは江南市議会議員からのパワハラ等に関する職員アンケートを行っており、その結果が市長から議長への申入れとなっております。

冒頭にも述べましたが、憲法15条に公務員には議員も含まれるとあり、ハラスメント行為は議員であっても許されるものではないと思われまます。第三者委員会の提案、報告がある前に、役場自らがカスタマーハラスメントの研究会等を設置し、対策マニュアルを策定してはいかがでしょうか。

例えばハラスメント発言において、分かりやすい証明としては録音となります。職員一人一人が自分を守るとは精神的にも落ち着くことができ、業務におけるやりがいも生まれ、作業効率も上がるのではないのでしょうか。ハラスメントを受けた、見た際に録音できる体制をそれぞれの部署にて対策を講じてはどうでしょうか。また、愛知県江南市のように、ハラスメントについてアンケートを取ってはどうか。

例えば、町民からハラスメントを受けた、されているのを見た、職員同士でのハラスメントを受けた、されているのを見た、岐南町議よりハラスメントを受けた、されているのを見た、岐南町議以外の議員からハラスメントを受けた、されているのを見たというようなアンケートを職員に匿名で行えば、隠れハラスメントを見つけ出すことができ、対策を講じやすくできるのではないかと思います。以上の点についてお考えをお聞かせください。

お互いの関係性で誰もが職場で加害者にも被害者にもなり得る可能性はあります。ハラスメントのない働きやすい環境をつくることで、職員の皆さんが楽しく伸び伸びと仕事ができることを希望します。

6月は男女平等月間です。ノーハラスメントに取り組みしましょう。ストップセクハラ、ストップマタハラ、ストップケアハラ、ストップパワハラ、ストップカスハラ、そして暴力を禁止して快適な職場づくりを期待します。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 村山議員の4項目め、働きやすい職場環境の実現に向けての1番目のご質問、職場の相談を受ける機関をつくってはどうかについてお答えを申

上げます。

現在、職場の相談を受ける場合、役場内の総務課にある相談窓口のほか、産業医への個別相談窓口、さらには羽島郡広域連合にある公平委員会などがございます。職場において職員同士が仲間を募って職場環境をよくするための任意的な組織団体はございません。

議員からご提案いただきました職員団体とは地方公務員である職員が勤労条件の維持改善を図ることを目的として活動する団体またはその連合体をいいます。職員団体は民間でいう労働組合に当たる団体ですが、争議権、団体交渉権、団結権の労働三権が適合される労働組合とは違い、職員団体は団体権は認められておりますが、争議権がなく、団体交渉権が制限されております。

現在、本町には岐南町職員互助会がございますが、職員団体はございません。岐南町職員互助会は職員間の親睦と教養を高め、福利増進を図ることを目的として設置されており、町長、副町長、教育長、管理職を含むほぼ全員が加入いたしております。

岐南町職員互助会が行っている主な事業といたしましては、会員の慰安、厚生に関する事業、祝い金の給付、退職せんべつ金の給付、死亡弔慰金の給付、疾病、負傷、災害見舞金の給付等がございます。

職員団体は職員間の交流や情報共有、他の職員団体との交流、職員の勤務条件の維持改善等の交渉力の向上が見込まれますが、管理職と管理職以外の職員は、同一の職員団体を組織することができません。管理職のいない団体の代表を管理職以外の誰が務めるのか、専属で運営に携わる人員を置くのか、管理職のいない団体が町との交渉をどのように行うのか、岐南町職員互助会を加えて新たに団体を設置することに対する職員の負担が増えること等、職員団体を運営することの難しさも見えております。

現在、今回の件を受けて産業医への個別相談窓口の機会拡充に加えて、町の顧問弁護士への個別相談窓口を新たに設置するとともに、岐阜県市町村職員共済組合が委託している電話健康相談サービス及びメンタルヘルスのカウンセリングサービス、健康ホットライン24の再周知など、職員への対応を実施いたしました。

今後はこうした取組の状況を見ながら、さらなる組織団体の立ち上げを望む声が職員からある場合は、周辺市町の職員団体の状況や動向も踏まえて検討いたしてまいります。

また、ハラスメントに対する研修につきましては、令和3年8月に係長以上を対象としたハラスメントに関する研修を、令和5年2月には町長を含む課長以上の管理職を対象とした弁護士によるコンプライアンス研修を実施いたしました。今後も定期的にハラスメントに関する研修を実施していきたいと考えております。

続きまして、2番目のご質問、カスタマーハラスメントについてお答えを申し上げます。

カスタマーハラスメントとは、顧客等からクレームや言動のうち明らかに必要性のない、目的を大きく逸脱した、手段として不適當な、回数等その態様や手段が社会通念に照らして許容できる範囲を超える言動をいいます。穏やかなクレーム等であっても長時間繰り返し行われるクレーム等であればハラスメントと判断されるケースもございます。

全日本自治体労働組合が2021年8月に発表したカスタマーハラスメント、悪質クレームの実態調査によると、過去3年以内にカスタマーハラスメントを受けたことのある人は、日常的に受けている、時々受けているを合わせると46%、職場で受けている人がいるところを見たというケースを含めると76%となり、約4分の3の職場でカスタマーハラスメントが起きているという実態が明らかになりました。

カスタマーハラスメントの内容といたしましては、暴言や説教が一番多く63.7%、長時間のクレームや居座りが59.8%、複数回に及ぶクレームが58.7%、担当の交代や上司との面談要求が55.7%、大声、罵声、脅迫や土下座の強要が52.8%、職場への投書や苦情が47.2%と多く、中には弁償や金品の要求や暴力行為といった刑法違反も発生していることがこの調査から確認できます。こうしたカスタマーハラスメントは職員が体力的かつ精神的に消耗し、長時間の拘束により就業時間が圧迫され、結果として職員の日常業務の進行を大きく妨げる要因となります。

実際、役場の窓口には日々たくさんの方が様々なご用件で来庁されております。来庁者と職員の意見の相違や、時には職員の説明不足等によってトラブルが発生することも実態としてはございます。その際は担当だけではなく、同僚や上司がフォローに入るなど、事態の收拾あるいは情報共有により再発防止に取り組んでおります。

ただし、複数の職員の出張等で窓口が手薄になる場合もあります。また、窓口対応だけではなく電話対応において必ず1人で対応しなければならない、相手からこちらが見えないこともあり、一方的で威圧的な言動をする方も中にはあり、対応する職員は大きな負担となっております。

現在、役場においてカスタマーハラスメントの疑いがある事例が発生した場合には、警察官OBである総務課の防犯専門官のアドバイスを基に複数の職員での対応、場所を変えての対応、これ以上ハラスメントを続けた場合警察に通報する旨の明示、実際に警察に通報するなど、状況に応じて段階を踏んだ対応をしております。

また、職員を健康被害から守るための取組として、一人で抱え込まないように複数の職員で話し合いの場を設けたり、職員の様子がいつもと違っていたり、仕事を休みが

ちだったり、心身の不調を訴えるような事態が起きた場合には、速やかに庁内の衛生委員会を通じて産業医につなげるなど、できるだけ早い気づきにより解決が図られるよう努めるとともに、職員間で情報共有をすることにより健康被害防止に努めております。

これからも誠実な役場として親切で丁寧な窓口対応は基本となりますが、限られた職員で最大の成果を出すためには職員の心身の健康を保つことは大変重要と考えております。職員を守る立場からもカスタマーハラスメントには組織としてしっかり対応するとともに、時には毅然とした対応を取ることも必要となります。職員個々の対応力向上につきましても、職員研修等の機会を通じて取り組むとともに、新たなカスタマーハラスメント対策としてカスタマーハラスメント対応マニュアルの作成についても検討いたしてまいりたいと考えております。

また、ハラスメントに関する匿名のアンケート実施につきましては、アンケートの実施についてハラスメントの実態の把握、職員のハラスメントに対する知識を高める、気づきを与えることでハラスメント行為を抑制する、またハラスメントのない働きやすい職場をつくるための検討材料としても重要であると考えております。しかし、匿名のアンケートでは様々な意見が集まりやすい反面、個別の対応が難しいことや、責任感のある回答が得られにくいなどデメリットが考えられます。

また、第三者調査委員会におきまして職員へのアンケートが実施されることも想定され、重ねてのアンケート実施は職員への負担が大きくなると思われますので、せっかくのご提案ではございますが、現段階において匿名によるアンケートの実施は考えておりません。

以上でございます。



○議長（後藤友紀君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。明日から6月21日までの5日間は議事の都合により休会とし、6月22日午前10時から会議を開きます。

午後3時15分 散会

—————◇—————  
本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

後 藤 友 紀

岐南町議会議員

渡 邊 憲 司

岐南町議会議員

木 下 美津子